

# 社会保険未加入対策について

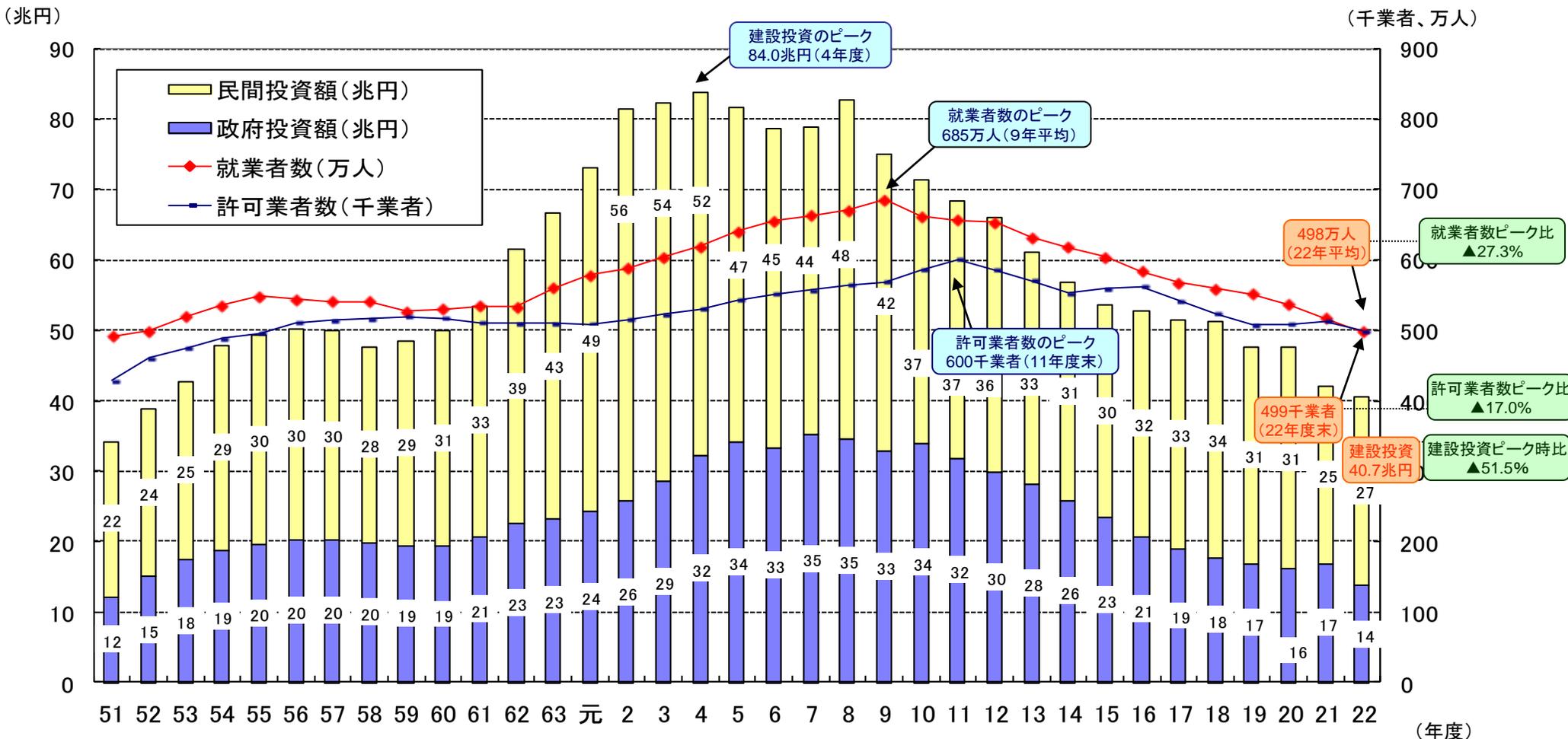
---

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

平成24年1月18日

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成22年度見通し)は約41兆円で、ピーク時(4年度)から約52%減。
- 建設業者数(22年度末)は約50万業者で、ピーク時(11年度末)から約17%減。
- 建設業就業者数(22年平均)は498万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。



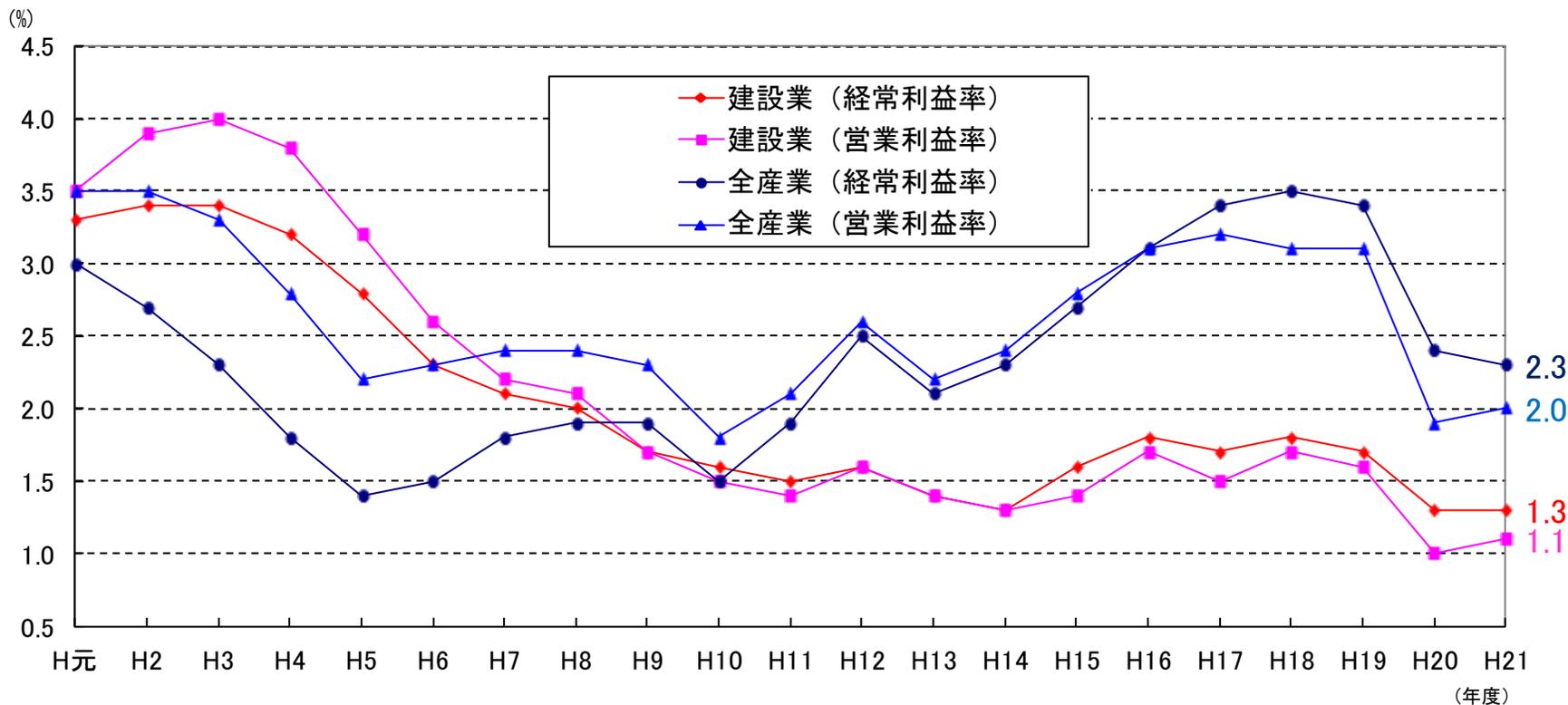
出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均

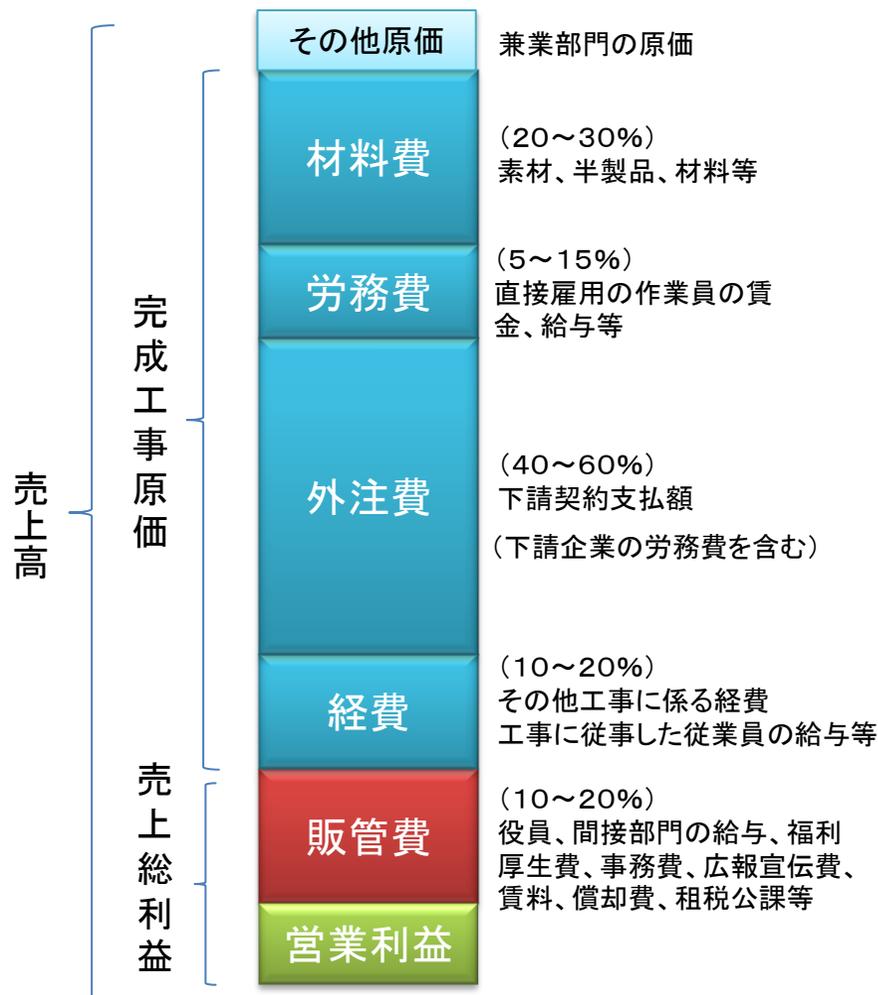
○ 建設産業全体として、他産業に比し利益率が低迷。



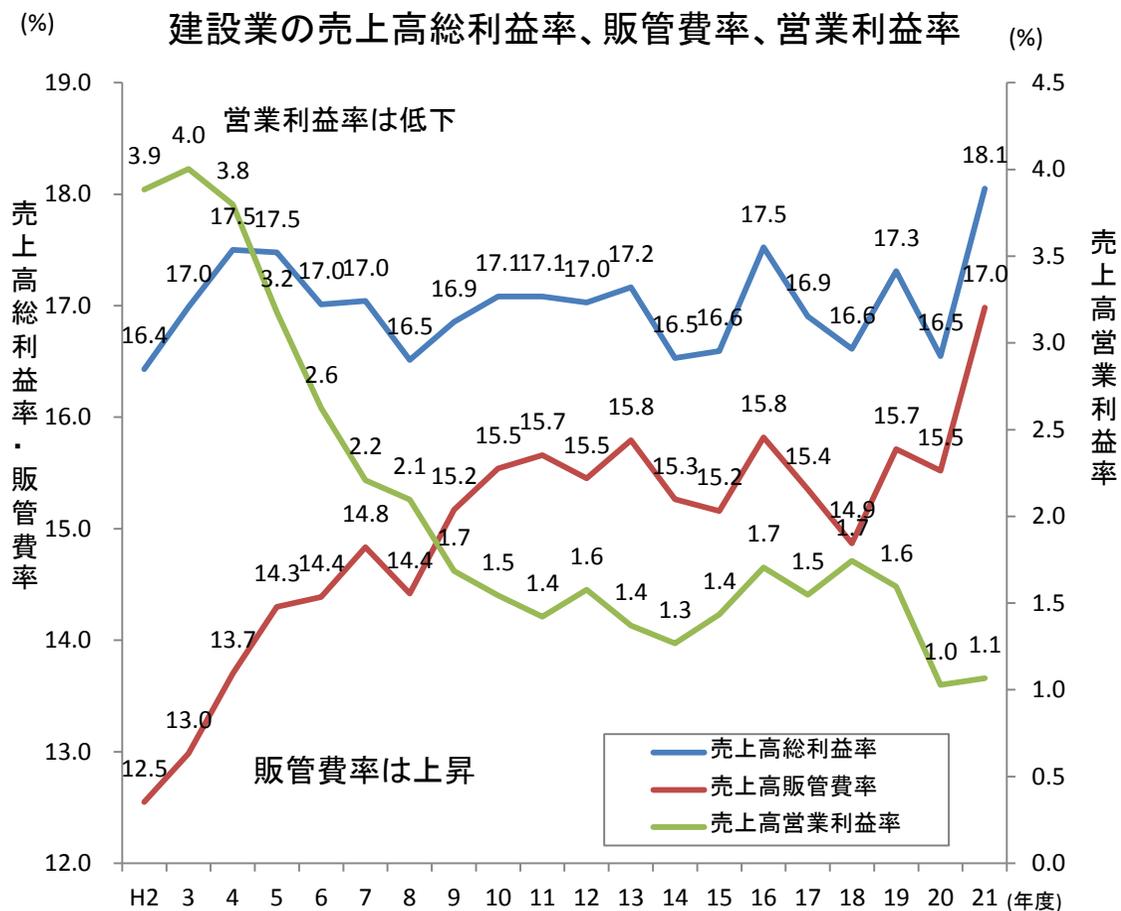
建設業	平成3年度 (利益率のピーク)	平成4年度 (建設投資のピーク)	平成21年度 (対ピーク比)
営業利益率	4.0%	3.8%	1.1% (▲2.9pt)
経常利益率	3.4%	3.2%	1.3% (▲2.1pt)

# 売上高総利益率、販管費率、営業利益率の関係

- 建設産業全体としては、売上高総利益率は概ね16～18%程度の範囲で推移している。
- 間接経費である販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷。



※( )内は売上高に占める各項目の標準的な割合



出所:財務省「法人企業統計」

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

- 就労形態は、「常雇」は減少傾向、「一人親方」は上昇傾向
- 給与支払形態は、建設投資の減少局面、就業者数の減少局面において、固定費である「月給制」から、変動費に近い「日給月給制」にシフト

## 就労形態の状況

	常雇	日雇	臨時雇	自営業主 一人親方	その他 不明
平成9年度	80.6%	3.4%	3.7%	10.4%	2.0%
平成14年度	59.4%	5.6%	4.6%	14.9%	15.5%
平成17年度	62.3%	4.6%	5.2%	13.8%	14.1%
平成20年度	63.6%	5.1%	4.0%	16.7%	10.6%

※平成9年度の「臨時雇」は、「有期」として集計

## 給与支払形態の状況

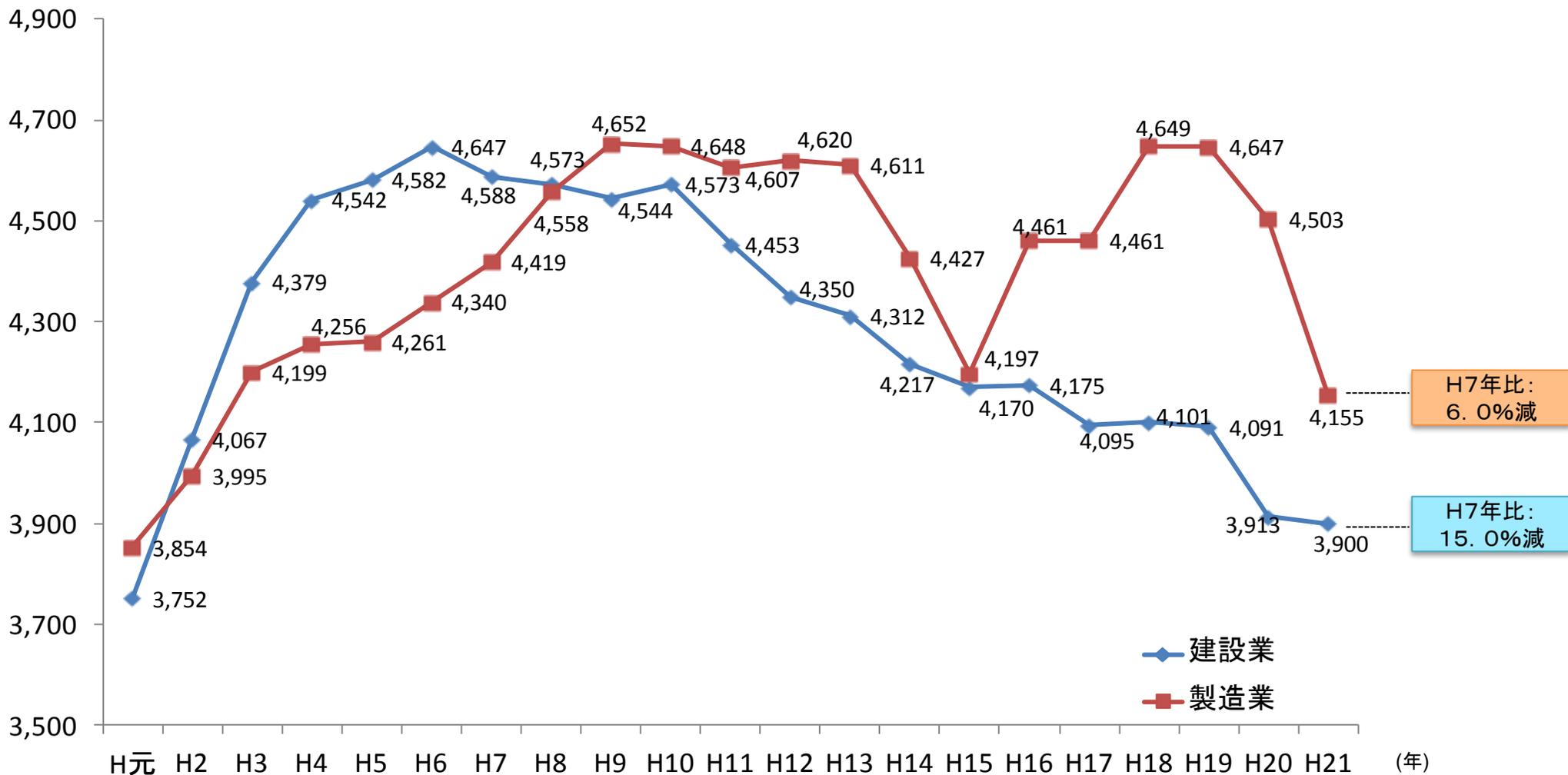
	月給制	日給月給制	日給制 出来高制
平成9年度	57.6%	30.6%	8.5%
平成14年度	36.6%	58.5%	4.3%
平成17年度	31.3%	58.4%	7.5%
平成20年度	29.3%	58.4%	8.5%

出所：国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」

# 建設業の賃金(給与所得)

○ 建設労働者の年間賃金は平成7年以降、継続的に減少しており、製造業を下回る水準。

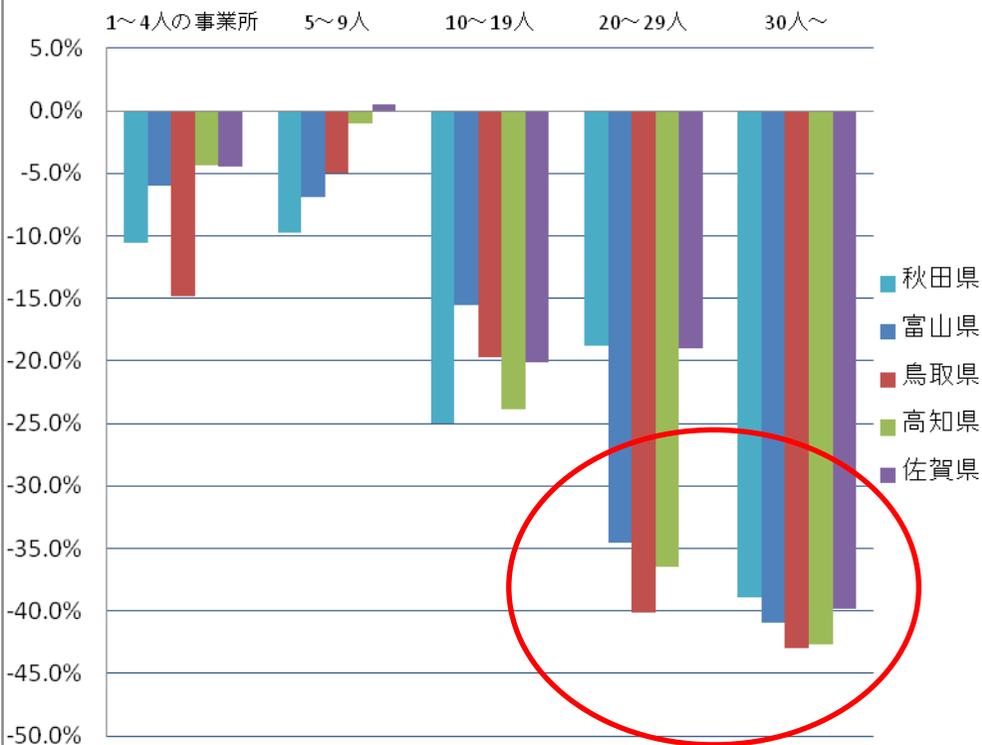
(千円)



- 中規模(従業員10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。

### 事業所数の減少率(H11→H18地方圏)

【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】

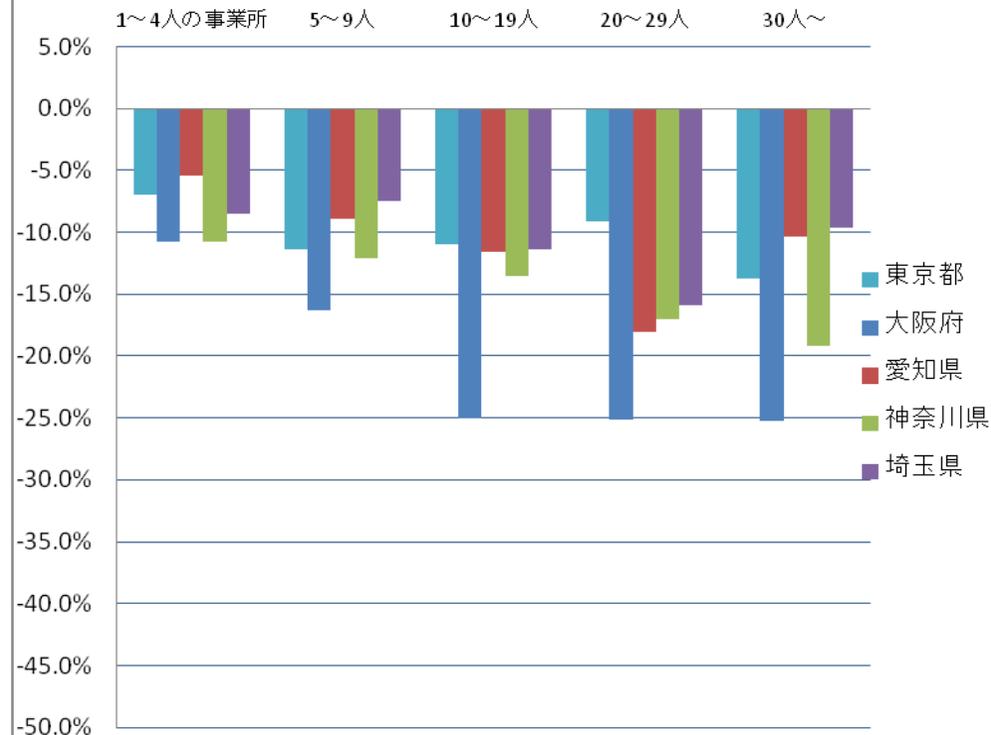


### 許可業者の減少率

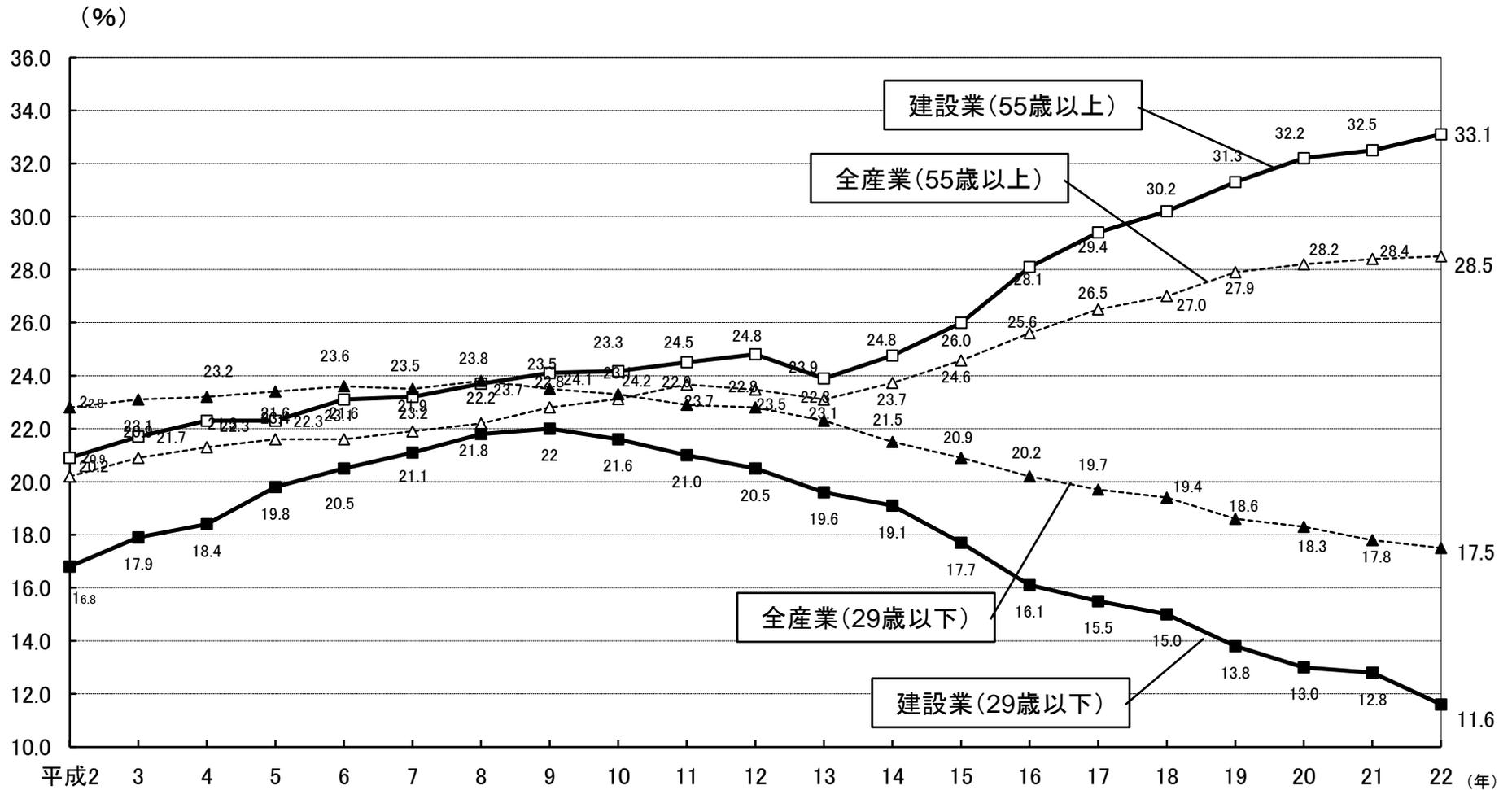
秋田▲6.7%	東京▲11.1%
富山▲5.1%	大阪▲15.4%
鳥取▲3.8%	愛知▲4.4%
高知▲5.5%	神奈川▲7.6%
佐賀▲8.9%	埼玉▲9.7%

### 事業所数の減少率(H11→H18大都市圏)

【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



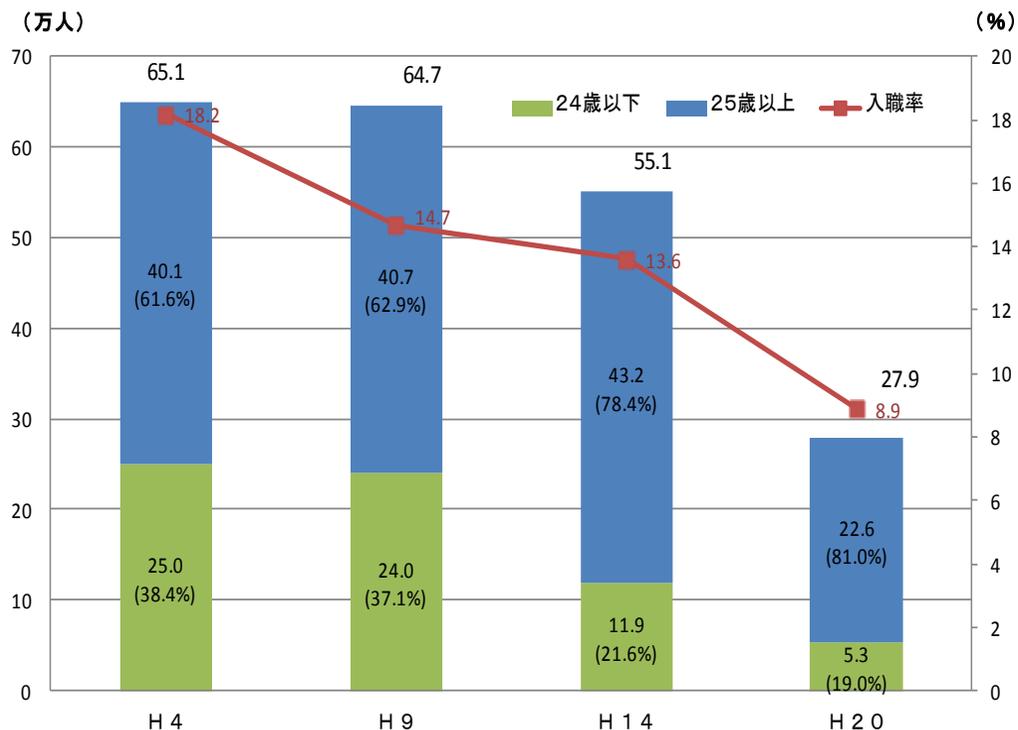
○ 建設業就業者は、55歳以上が33%、29歳以下が12%と高齢化が進行しており、次世代への技術承継が大きな課題



出所:総務省「労働力調査」

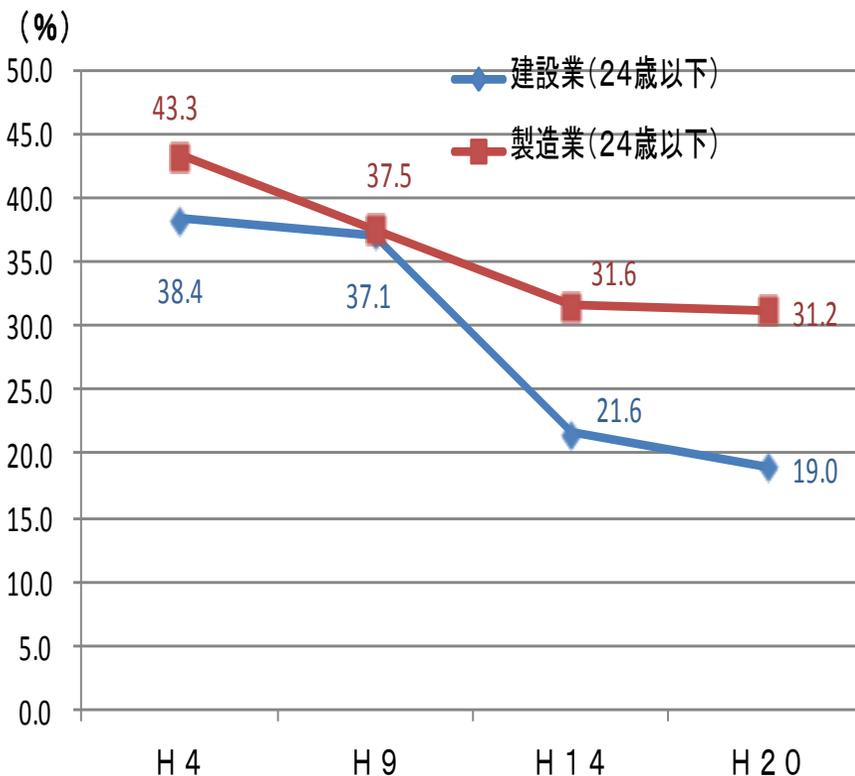
- 建設業の入職率は低下傾向。特に24歳以下の若年入職者が減少
- 24歳以下の若年入職者数の割合は、近年、製造業と比較して、低い傾向

## 1. 入職者数の推移



出所：厚生労働省「雇用動向調査」  
 ※入職率＝1～12月の入職者数／1月1日現在の常用労働者数×100

## 2. 入職者数全体に占める若年層の割合



出所：厚生労働省「雇用動向調査」

## 1. 設置趣旨

建設産業を取り巻く環境が厳しさを増していることから、今後の建設産業の再生と発展のための具体的な方策を策定する。

## 2. 委員

(◎;座長)

- ◎ 大森文彦 (弁護士・東洋大学法学部教授)
- 小澤一雅 (東京大学大学院工学系研究科教授)
- 蟹澤宏剛 (芝浦工業大学工学部教授)
- 草柳俊二 (高知工科大学大学院工学研究科教授)
- 高木 敦 (モルガン・スタンレーMUFG証券(株)マネージングディレクター)
- 丹羽秀夫 (公認会計士)
- 古阪秀三 (京都大学大学院工学研究科准教授)

## 3. 経緯

平成22年12月17日 設置 (以降12回にわたって開催)

平成23年 1月 6日 当面の基本方針 とりまとめ

6月23日 「建設産業の再生と発展のための方策2011」  
最終とりまとめ

## 課題1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

## 対策1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入

※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

## 課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

## 対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組
  - <行政> 保険加入状況の確認強化、指導
  - <元請> 下請指導責任の明確化
  - <下請> 保険加入の徹底

## 課題3 技術者の育成と適正配置

- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ

## 対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

## 課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の事務負担増

## 対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 地域企業の適切な活用
- 段階選抜方式の活用推進
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

## 課題5

### 海外市場への積極的進出

- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

## 対策5

### 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

## 課題6 過剰供給構造の是正

- 企業数としては過剰
- 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

## 対策6 不良不適格業者の排除

- 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底(再掲)
- 建設企業としての欠格要件の強化
- 都道府県との連携強化

## 課題7 東日本大震災

- 迅速かつ円滑な復旧・復興
- 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
- 被災地と原発地域の企業の支援

## 対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を發揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

			労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約40万社	1人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ (日雇特例被保険者) ※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	役員等	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
個人事業主 約10万者	5人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	1人～4人	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1.150%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ (日雇特例被保険者) ※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	事業主、 一人親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。  
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

□ : 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

■ : 事業主負担がない部分

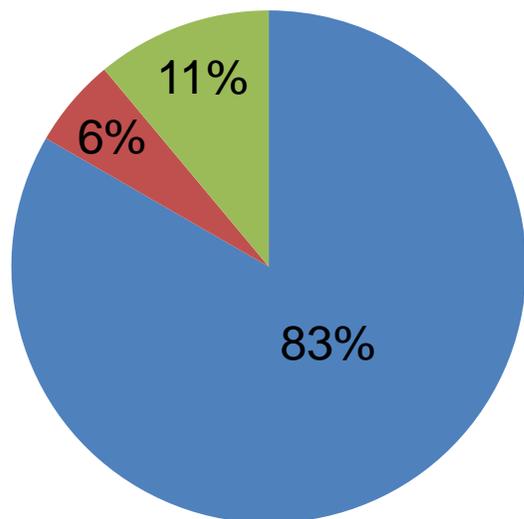
○公共事業の元請企業の加入状況(経営事項審査)をみると、雇用保険の未加入企業は6%、健康保険及び厚生年金保険の未加入企業は10%となっている。

**経営事項審査：平成22年度総合評定値登録業者数（標本数：155,581）**

企業単位での加入状況

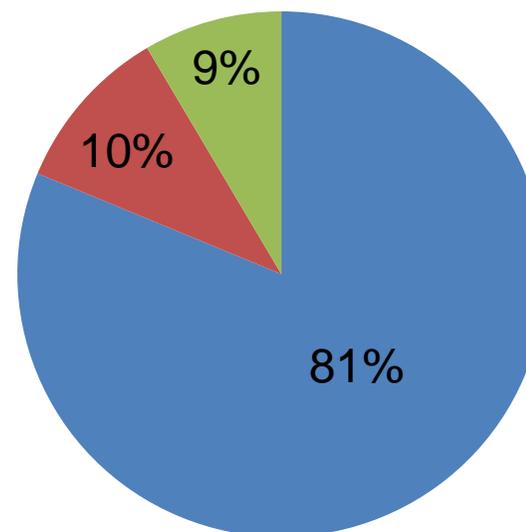
【雇用保険加入の有無】

- 加入有(129,673)
- 加入無(8,747)
- 適用除外(17,161)



【健康保険及び厚生年金保険加入の有無】

- 加入有(126,424)
- 加入無(15,942)
- 適用除外(13,215)



○雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合(平成21年度)を製造業と比較すると、雇用保険や厚生年金保険では製造業よりもかなり低い状況となっている。

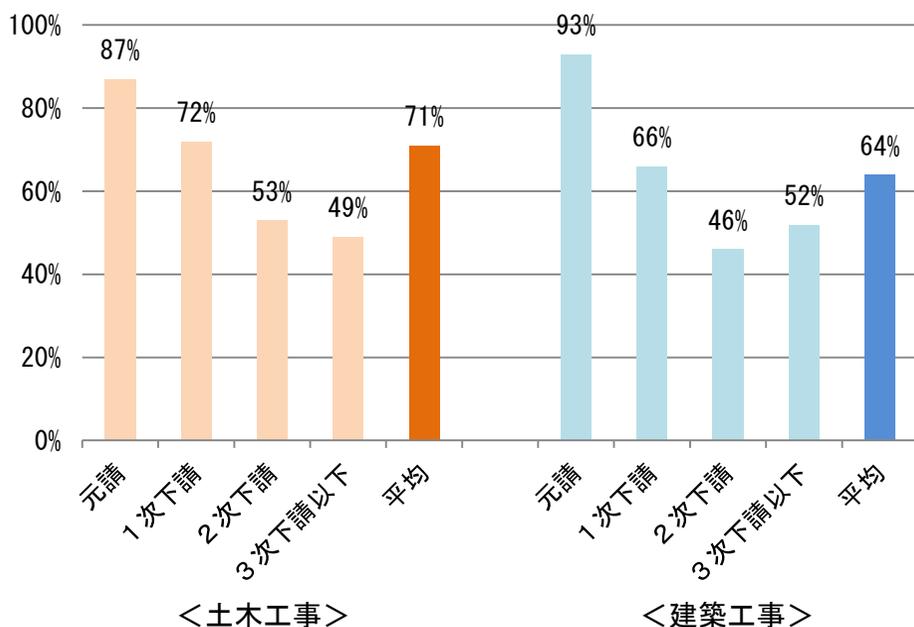
	建設業	製造業
◇雇用保険	61.0%	92.6%
◇健康保険(協会けんぽ) <旧政府管掌健康保険>	42.9%	39.1%
◇厚生年金保険	61.9%	87.1%

出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」

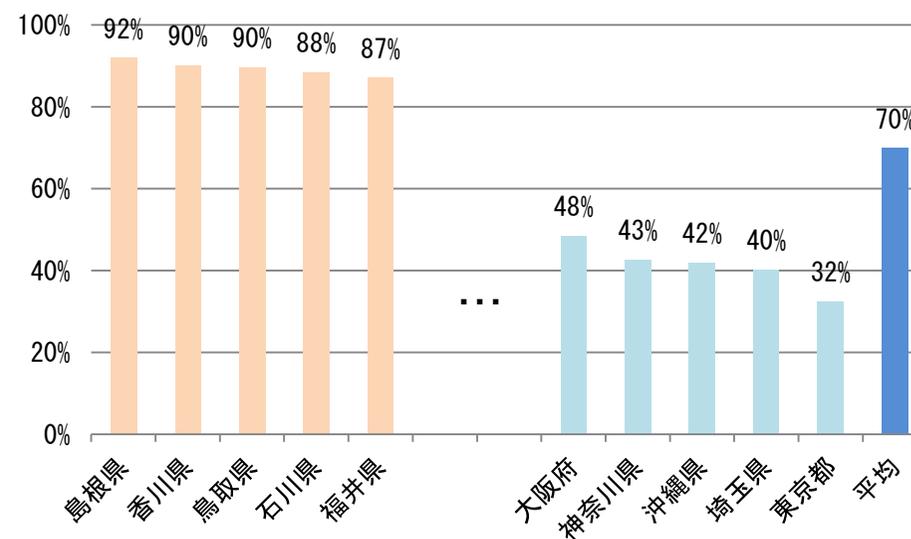
- 労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっている。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。

## 労働者単位での加入状況

① 元請・下請次数別（合計標本数：77,891）



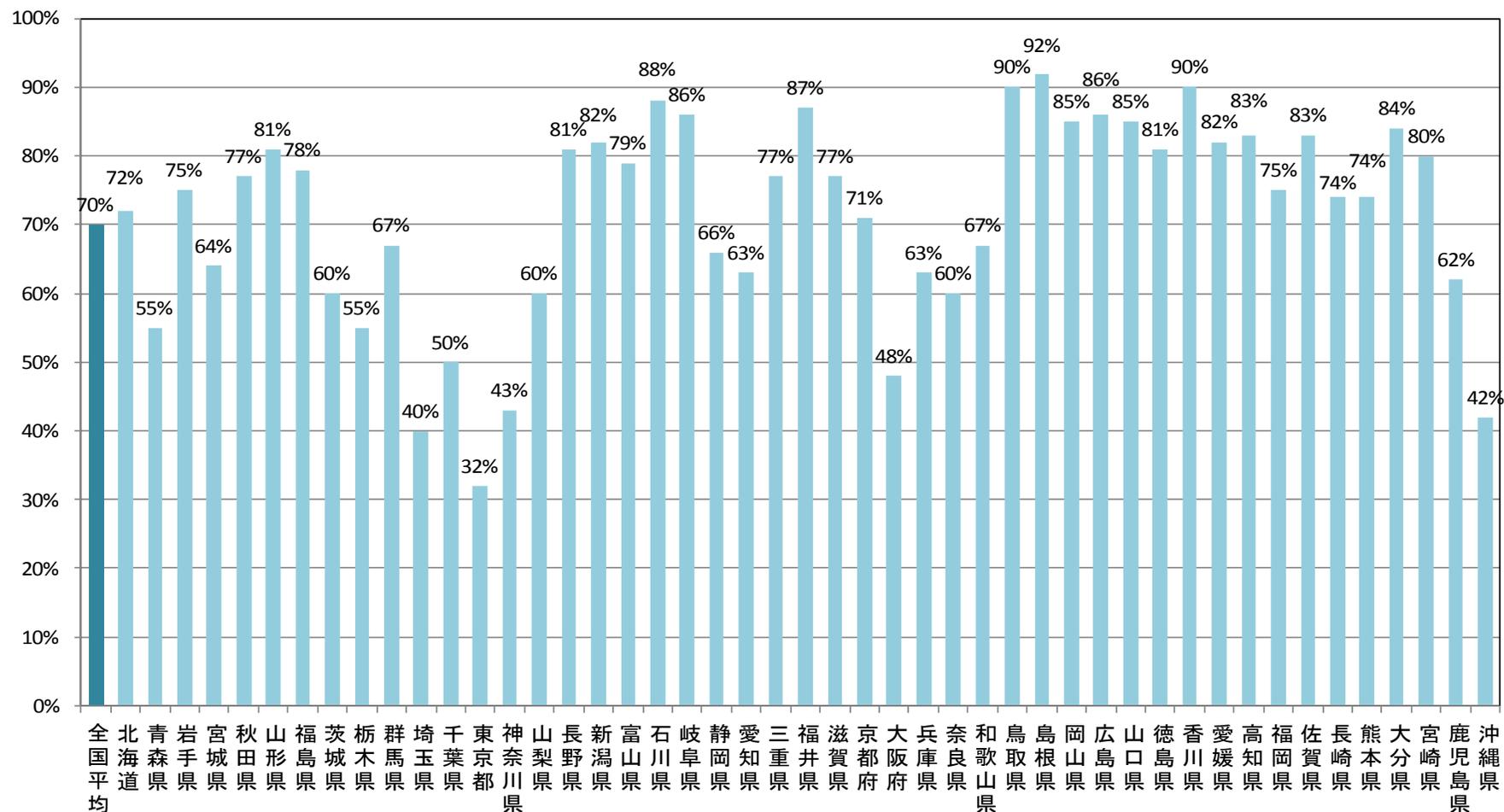
② 都道府県別（合計標本数：77,891）



※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本（77,891標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特例保険、全国土建保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。

※法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

○都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。



※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本(77,891標本)のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特例保険、全国土建国保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。  
 ※法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

## 行政、元請業者、下請業者が一体となった取組

### 1. 行政による指導監督方策

- ①許可更新時の加入状況確認
- ②公共工事参加者の加入状況確認
- ③建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との連携による加入徹底

### 2. 元請業者における徹底方策

#### ○元請業者による下請指導←行政によるチェック

- 元請業者による下請指導責任の明確化
- 下請業者の保険加入状況のチェック、指導
- ※施工体制台帳、建設現場の作業員名簿等を活用

### 3. 下請業者における徹底方策

#### ○下請業者による保険加入の徹底

- 下請業者、再下請業者の保険加入の徹底
- 労働者単位の加入状況の効率的なチェック
- ・建設業者団体による労働者の加入状況のチェック等

## 派生する課題への対応

- 法定福利費が適切に流れる取組み
- ・見積・契約額における労務費・法定福利費計上を周知徹底等
- 一人親方が増加しないようにする取組み
- ・請負及び雇用に関するルール（偽装請負の禁止等）の周知徹底等

## 目指すべき姿

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 企業間の健全な競争環境の構築

### スケジュール

- 周知・啓発期間：1年程度
- 排除方策の進め方
- ・大規模工事から順次拡大
- ・5年目途で目指すべき姿に

### 社会保険等の加入状況

#### 企業単位

#### ○加入義務のある許可業者について

100%

#### 労働者単位

#### ○製造業相当の加入状況を目指す

(参考) 製造業の加入状況

- ・雇用保険 92.6%
- ・厚生年金保険 87.1%

※雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合

出所:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21)

## 1. 建設業法による対応

### ①許可更新時の加入状況確認

- ・建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加（建設業法施行規則第4条第1項を改正）。
- ・上記書面により保険加入状況を確認。未加入業者に対して加入指導。

### ②元請業者による下請指導

- ・特定建設業者が下請業者に対し指導すべき法令の規定（法第24条の6関係）に、保険加入関係の規定を追加（政令改正）。
- ・特定建設業者は、施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請業者の保険加入状況を確認（省令改正、全建様式等を変更依頼）し、未加入業者に加入指導。
- ・指導内容・方法に関するガイドラインを作成、特定建設業者に周知。

### ③建設業担当部局による立入検査

- ・事業所への立入検査  
建設業法上の立入検査に際し、併せて労働者単位での保険加入状況を確認。未加入業者に対して、保険加入を指導。
- ・工事現場への立入検査  
元請業者の下請指導状況指導を調査し、虚偽が判明した場合など状況に応じて指導。

### ④建設業行政上の指導・処分

- ・未加入業者に対して、保険加入を指導・勧告。
- ・指導をしても保険に未加入の場合には、保険担当部局に通報。
  - ・健康保険、年金→年金事務所
  - ・雇用保険→地方労働局
- ・建設業者として不適当な場合は、建設業法に基づく指示・営業停止等。

## 2. 調査・確認の機会を通じた加入促進

### ①公共事業労務費調査

- ・労働者単位での社会保険加入状況を把握。

### ②公共工事参加者の加入状況確認

- ・現行の経営事項審査で確認している①雇用保険加入、②健康保険及び厚生年金保険について、未加入業者の減点の幅を拡大（告示改正）。

## 3. 発注者・元請への働きかけ

### ○発注者への要請・周知、元請への指導

- ・法定福利費を含む適正な見積の実施、通常必要と認められる原価の確保等に関する周知徹底（ガイドライン等）。

## 4. 保険加入の啓発・キャンペーン

### ○関係者による啓発資料の作成、キャンペーンの実施

- ・関係者を交えた啓発資料の作成、周知（厚労省と連携）。
- ・行政、関係団体、協力会、保険者など様々な主体を通じたキャンペーンの実施。

## 5. その他

### ①ダンピング対策

### ②重層下請構造の是正

### ③保険者から建設業の事業所への働きかけ

### ④建設関係団体の自主的取組

### ⑤社会保険適用促進に向けた研究

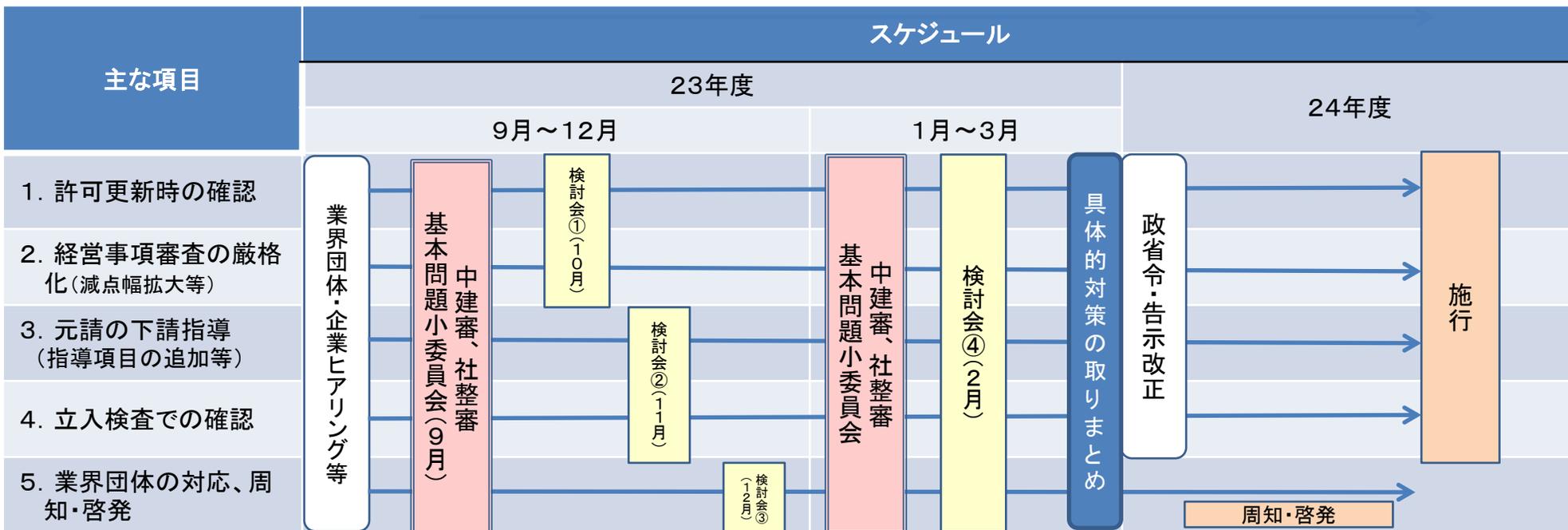
○平成23年度中に具体的な対策を取りまとめ。周知・啓発を行った後、対策を実施。

・平成23年度

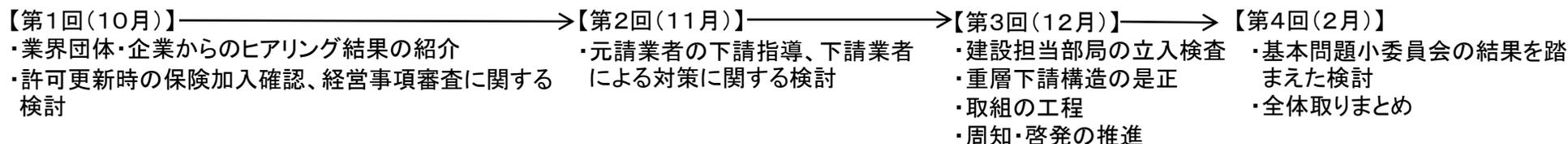
関係業界団体、労働者団体等で構成する検討会を開催。基本問題小委員会の議論を経て、制度改正等を具体化。

・平成24年度

業界団体、厚生労働省など関係者と連携した周知・啓発を実施。



〔検討会の検討スケジュール〕



## 主体別にみた要因

- 元請業者においては従業員の社会保険未加入の状況はそれほど生じていないが、制度上下請企業の保険加入状況を確認・指導することが求められていないこと等から、下請業者の保険未加入状態が改善していない。
- 下請業者は保険料の事業主負担の重さや技能労働者の手取り志向等から、保険に加入していない状況。
- 建設産業行政においても、保険加入状況を網羅的にチェックする仕組みとなっておらず、社会保険担当部局との連携も行われていない。

### 元 請

### 下 請

### 行 政

事業主

従業員

<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注競争が激化する中で工事利益を確保する必要性</li> <li>・社会保険は下請業者内の雇用主と従業員間の問題との認識(下請業者の保険加入状況を確認・指導することが制度上求められていない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注競争が激化する中で工事利益を確保する必要性(一次下請の場合)</li> <li>・保険料の事業主負担が重い(経営への圧迫)</li> <li>・業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化</li> <li>・手取り金額を高くすることで技能労働者を確保(流動的な労働市場に対する防衛策)</li> <li>・保険加入が義務であることに対する不知</li> <li>・零細企業においては社会保険の手續に精通した従業員がいない(一方で社会保険労務士への外注は負担が重い)</li> </ul>	<p>(建設産業行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない。</li> <li>・未適用事業所を確知した場合においても、継続的な指導を行っていない。</li> <li>・社会保険担当部局との連携が行われていない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の保証よりも日々の手取り志向</li> <li>・技能に対する自信から、高収入を得られる職場を選好</li> <li>・自己責任の伝統</li> <li>・保険加入が義務であることに対する不知</li> <li>・中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識</li> <li>・給与収入額が明確になることを嫌う</li> </ul>	<p>(社会保険行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分なマンパワーがないため、未適用事業所となっている建設業者を把握しきれておらず、指導も十分でない。</li> </ul>

## < 保険未加入の要因 >

(行政によるチェック・指導関係)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

未適用事業所を確知した場合も継続的な指導がなされない

建設産業部局と社会保険部局との連携が行われていない

社会保険部局が未適用事業所を把握しきれず、指導も不十分

(元請業者の関与関係)

「社会保険は下請業者内の雇用主と従業員間の問題」との認識

(保険料負担関係)

受注競争が激化する中で工事利益を確保する必要性

保険料の事業主負担が重い

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(職人等関係者の意識関係)

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

給与収入額が明確になることを嫌う

保険加入が義務であることに対する不知

中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識

(事業主の手続負担関係)

社会保険の手続に精通した従業員がいない

## < 対策のポイント >

行政による制度的  
チェックと、建設業担  
当部局・社会保険部局  
間の連携

元請業者が下請業  
者の保険加入状況を  
「知り得る」「指導責  
任がある」立場に

法定福利費が確保  
され、下請業者に流  
れる仕組みを構築

各主体に向けた啓発  
資料を作成し、社会  
保険制度の内容や  
手続き等を周知

関係団体と連携し、  
個々の事業者の手  
続負担を軽減

## < 対 策 >

○許可更新時の加入状況確認・指導

○経営事項審査の厳格化

○公共事業労務費調査

○建設業担当部局による立入検査

○建設業行政上の指導・処分

○社会保険担当部局との連携

○保険者から建設業の事業所への働きかけ

○元請業者による下請指導

○発注者への要請・周知、元請への指導  
(法定福利費を含む適正な見積りの実施等)

○ダンピング対策

○重層下請構造の是正

○関係者による啓発資料の作成、  
キャンペーンの実施

○建設業者団体の自主的取組  
(社会保険労務士会との連携)

- ・ヒアリング実施日:平成23年9月13日～28日
- ・対象:総合建設業者(5企業)、専門工事業団体(15団体)
- ・項目:①保険加入状況、②建設業許可・更新時の保険加入状況確認、③特定建設業者による下請指導、④法定福利費の流れ、⑤周知・啓発、⑥専門工事業団体による取組、⑦重層下請構造の是正

項目	総合建設業者(5企業)	専門工事業団体(15団体)
①保険加入状況	<p><b>○2次以下の下請業者の未加入が多い。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次下請はほぼ加入しているが、2次以下の未加入が多い(企業B, C)</li> <li>・工務店などの零細企業は、ほとんど保険加入していないと思われる(企業A)</li> <li>・1次下請はほとんど加入している、2次以下は不明(企業D)</li> </ul> <p><b>(その他)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者の意識も様々。単価が低い中、事業主負担ができない(企業B)</li> <li>・現場の作業員は、手取りが多い方を選ぶ(企業B, D)</li> </ul>	<p><b>○2次以下の下請業者の未加入が多い。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次下請はほとんど加入している、2次以下は不明(団体A)</li> <li>・元請になる企業は、ほぼ加入している(団体J)</li> <li>・1次下請はほとんど加入しているが、2次下請以下となると加入率は低い(団体H)</li> <li>・2次下請まではほとんど加入しているが、3次以下は不明(団体B, F, I)</li> <li>・現場の職人は、社会保険に加入していない(団体C, G, J)</li> <li>・日給月給制のところは保険を掛けていないところが多い(団体E, G)</li> </ul> <p><b>○社会保険に加入できる経済的余裕がない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請業者の単価が下がってきており、保険の負担が困難(団体C, G, M)</li> <li>・元請から保険加入に欠けるだけのお金がまわってこない(団体D, N)</li> <li>・保険料を負担できるだけの経済的余裕がない(団体H, L, O)</li> <li>・ゼネコンの数が多すぎて、競争が激しすぎる(団体N)</li> </ul> <p><b>○社会保険に対する職人の意識が低い。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職人は、手取りが多い方がよく、保険に入りたがらない(団体C, H, J)</li> <li>・「けがと弁当は自分持ち」という意識で、保険に加入しない(団体D, O)</li> </ul> <p><b>(その他)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可部局と社会保険部局の定期的情報交換による未加入企業の把握と加入促進が必要(団体A)</li> </ul>
②建設業許可・更新時の確認		<p><b>○許可・更新時に保険加入を確認すべき。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可・更新時に許可要件として指導してほしい。虚偽申請に対して罰則が適用される時に確認するのが効果的(団体A)</li> <li>・許可・更新の条件として法定されることが必要(団体G)</li> <li>・許可・更新や経営事項審査、立入検査時に保険加入がチェックされるとよい(団体B)</li> <li>・経営事項審査と同じように、許可時に確認すればよい(団体L)</li> <li>・保険関係の届出書類を提出させることが考えられる(団体N, K)</li> <li>・許可・更新時に保険関係を確認することは問題ない(団体D, F, O)</li> </ul>

項目	総合建設業者(5企業)	専門工事業団体(15団体)
<b>③下請企業への指導</b>	<p><b>○下請業者の現場での保険加入確認は可能。</b>                      ・保険加入の書類上のチェックは可能(企業A, B, D)</p> <p><b>○本当に加入しているかの確認は困難。</b>                      ・個人単位のチェック、本当なのかどうかまでのチェックは現場の負担が大きく、確認が難しい(企業B, D, D, E)。                      ・建設共通パスのように、情報が登録されているカードを本人に渡し、現場でチェックすることが有効(企業B, D, E)                      ・元請では2次、3次を直接指導できない(企業B, D)</p>	<p><b>○下請業者の現場での保険加入確認は可能。</b>                      ・作業員名簿による保険加入確認は可能(団体B, D, J, O)                      ・作業員名簿に記載させ、証明書を提出させればよい(団体I, M)                      ・現場の新規入場時にチェックすれば未加入がなくなる(団体L)</p> <p><b>○現場での保険加入確認は負担となる。</b>                      ・現場でのチェックは、担当者の負担増を招く(団体A, N)                      ・保険番号を書くよう指導はできるが、何らかの番号を書いておけばよいという形骸化が懸念される(団体A)                      ・ICカード等を本人に持たせ、管理するのが適切(団体A, J, K)                      ・再下請通知書により、会社としての保険加入が確認できたとしても、作業員全員が加入しているとは限らない(団体E, I)</p> <p><b>(その他)</b>                      ・指導できるのは1つ下の下請業者まで(団体A)                      ・2次・3次までは目が届かない(団体B)                      ・元請は価格で下請を選んでおり、どのように指導するのが問題(団体I)                      ・元請がしっかりした指導をしていくことが必要(団体L, M)                      ・建設業は様々な労働者を受け入れており、閉め出すとどうなるか心配(団体F)</p>
<b>④法定福利費の流れ</b>	<p><b>○法定福利費の別枠支給は困難。</b>                      ・法定福利費の別枠支給は、事務手続きが煩雑、膨大(企業A, B)                      ・個人精算は不可能(企業C)                      ・最終的には総価競争になるので意味がない(企業C)                      ・施主に対し、細かい内訳を出すと、安いところい合わせられる(企業D)</p> <p><b>(その他)</b>                      ・法定福利費は競争しないとする必要がある(企業E)                      ・発注者に対する国からの指導が必要(企業E)</p>	<p><b>○法定福利費の別枠支給が必要。</b>                      ・法定福利費の別枠計上が必要(団体A)                      ・労務費とは別に保険料をもらえるのであれば、保険加入が進む(団体C)                      ・見積書、注文書に管理費用を明確に示すべき(団体G)                      ・取り決め金額に乗じる、適切な社会保険料負担率を定めるべき(団体I)</p> <p><b>○法定福利費の別枠支給は困難。</b>                      ・あるべき論としては別途支給が必要だが、実際は難しい(団体B)</p> <p><b>(その他)</b>                      ・発注者に対して費用を出すよう、国からの指導が必要(団体A)                      ・保険料に関し、ゼネコン、発注者に理解を求められるようにしてほしい(団体G)。                      ・下請へ適正な経費が支払える単価での発注を指導してほしい(団体J)                      ・特に民間工事について、ダンピング対策を実施してほしい(団体K)</p>

項目	総合建設業者(5企業)	専門工事業団体(15団体)
⑤周知・啓発	<p><b>○ある程度の周知期間が必要。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の非会員に周知していくのは難しい(企業A)</li> <li>・作業員レベルで啓蒙していくのは時間がかかる(企業D, E)</li> </ul> <p><b>○あまり長い周知期間は必要ない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周知期間が長いと、ぎりぎりまで待ったほうが有利になる(企業C)</li> </ul> <p><b>○協力会社の会合等で周知が可能。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害防止協議会、安全大会での周知が可能(企業A, B, E)</li> <li>・協力会社社会への説明での周知が考えられる(企業B, C)</li> </ul> <p><b>(その他)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者に危機感を抱いてもらう施策が有効(企業B)</li> <li>・周知はあらゆる方向から実施するべき。複数から情報がくれば本当だと認識する(企業C)</li> <li>・グリーンサイトの登録会社に情報を通知する機能がある(企業E)</li> </ul>	<p><b>○周知期間は長くないほうが良い。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周知期間は、長ければよいというものではない(団体A)</li> <li>・5年と言わずに、一気に進めてほしい(団体L)</li> <li>・5年かかれば周知できる(団体I)</li> </ul> <p><b>○全員に徹底するには、かなりの期間が必要。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者において保険加入の必要性を認識しているが、全員に徹底するには年月がかかる(団体C)</li> <li>・かなりの周知期間を持たないとできない(団体J)</li> </ul> <p><b>○元請から様々なルートで周知する方法が効果的。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力会や災害防止協議会など、元請から周知する方法が効果的(団体E, J, N)</li> <li>・安全大会での周知が考えられる(団体A)</li> <li>・元請や全国規模の業者から周知して、機運を醸成していくしかない(団体I)</li> <li>・会員企業、協力会社から下請企業への周知ができる(団体F, O)</li> <li>・現場での指導をしていけば、8割～9割ぐらいカバーできる(団体B)</li> <li>・全ての現場で広報されれば、現場の人が知るきっかけになる(団体G)</li> </ul> <p><b>○様々なツールを使った周知が考えられる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員外への周知として、ホームページの活用が考えられる(団体B)</li> <li>・専門紙やキャンペーン、発注部局を通じた周知が考えられる(団体N)</li> <li>・協会の新聞がツールとして有効(団体O)</li> <li>・専門紙や機関誌の活用が必要(団体K)</li> <li>・販売店、建材屋に情報を出せば、業者の目に触れる(団体J, L)</li> <li>・機械は必ずメンテするので、メーカーの工場を通じた周知が考えられる(団体M)</li> </ul> <p><b>(その他)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険加入のメリットを出しながら、周知することが必要(団体A, H, I)</li> <li>・団体で教育事業を実施しており、その際の周知ができる(団体C)</li> <li>・国民健康保険組合から周知する方法が効果的(団体D, L)</li> </ul>

項目	総合建設業者(5企業)	専門工事業団体(15団体)
<b>⑥専門工事業団体による取組</b>		<p><b>○団体による保険加入企業の認定が考えられる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の中から優良事業者を選定し、公開しており、保険加入を条件としている(団体C)</li> <li>・タクシー業界のAマークのような「優良マーク」があれば施主等にPRになる(団体F)</li> <li>・保険加入企業に対し、ステッカーを標示することが考えられる(団体D)</li> <li>・マル適マークなど、目に見える差別化が考えられる(団体H)</li> <li>・国交省でモデルケースを出し、フォーマットを定めてもらえれば、それに準じた取組が可能(団体M)</li> </ul> <p><b>○団体による取組は困難。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界団体が労働者単位の加入状況を確認するのは、現実的でない(団体A)</li> <li>・団体が表彰するだけでは喜ばれない(団体A)</li> <li>・団体には情報が集まらないので、自主的な取組は困難(団体G)</li> <li>・団体による会員企業の審査は、団体内部の審査なので公平性を欠く(団体J)</li> <li>・身内が身内を査定するのは難しい。コンサルなどで審査ができればよい(団体M)</li> <li>・保険加入事務の実施体制を検討すべき(団体I)</li> </ul>
<b>⑦重層下請構造の是正</b>	<p><b>○建築の分野で重層化が進展している。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事は、専門分野で細分化が進んでおり、重層化が進展している(企業B)</li> <li>・設備の管理を全体的にできる者がいないので、回数が多くなる(企業B)</li> </ul> <p><b>○平準化や工期の確保が必要。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事量の繁閑が、人を雇えない原因(企業C)</li> <li>・経費を確保することが直用化につながる(企業B)</li> <li>・適正工期を確保することがポイント(企業B)</li> <li>・平準化や工期の厳守が必要(企業E)</li> </ul> <p><b>(その他)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任技術者の配置、偽装請負の対策により、重層化は解消されていく(企業C)</li> <li>・重層下請が改善すれば、固定度も上がり、保険加入も進む(企業C)</li> <li>・コスト低減のためには、重層構造の改善が必要(企業D)</li> </ul>	<p><b>○業務の繁閑があり、職人を雇用できない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の繁閑があり、職人を抱え込んでいけない(団体F, J)</li> <li>・繁忙期に人手が足らなくなるため、他の業者に仕事を頼む(団体B, M)</li> <li>・工期の中で最後のほうになるため、仕事を集中的にやることになる(団体D)</li> <li>・適正工期を確保することが必要(団体G)</li> <li>・繁閑調整のための工事平準化による再下請の抑制を進めるべき(団体K)</li> <li>・建設業の労働者派遣の禁止を見直すべき(団体I)</li> </ul> <p><b>○一人で請負ができる形態は限られている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人での作業は請負として成り立たない(団体M, O)</li> <li>・偽装請負に該当するおそれのあるケースがある(団体J)</li> <li>・職人気質で一人親方になりたいという人も多い(団体D)</li> </ul> <p><b>(その他)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層下請はあまり行われていない(団体M, O)</li> <li>・以前よりも外注に頼っており、技術レベルも下がってきている(団体I)</li> <li>・一人親方を使っているところは少ない(団体E)、減ってきている(団体O)</li> <li>・下請に出すのであれば、分離発注をすべき(団体I)</li> <li>・過度な下請の是正のため、3次以下への発注禁止が必要(団体M)</li> </ul>

## 概要

- 1 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加する(建設業法施行規則第4条第1項を改正)。
- 2 上記書面により保険加入状況を確認する。
- 3 未加入業者に対しては、文書により、保険加入を指導する。
- 4 指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する(段階的に実施)。

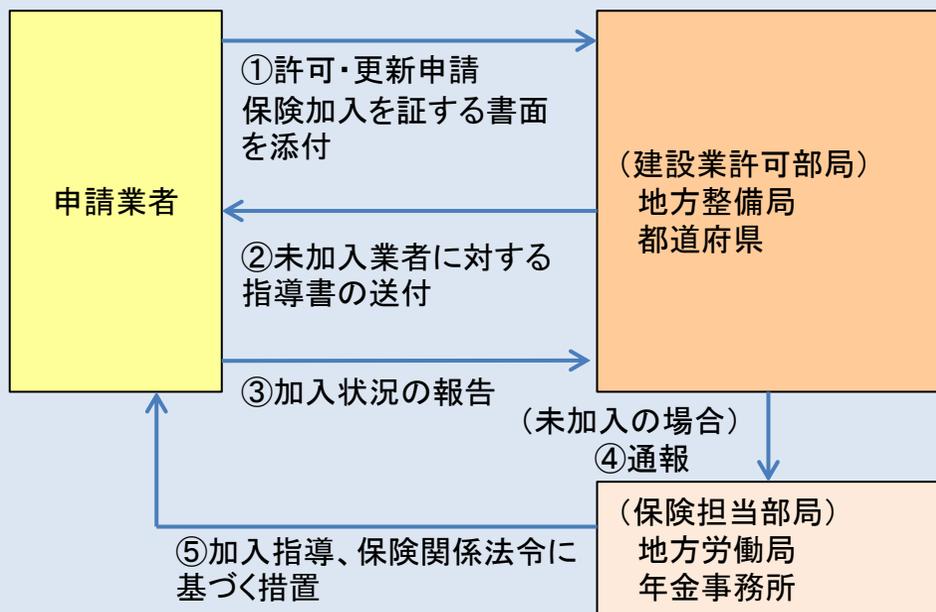
## 申請時に提出を求める書類

○許可及び更新(5年に一度)の申請時に新たに次の書類を提出させる。

- ①保険加入の有無、保険加入者数、加入番号を記載した書面
- ②確認資料
  - ・雇用保険:労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料領収済通知書
  - ・健康保険・厚生年金保険:保険料領収証書又は納入証明書

申告書・領収証書等の有無により、企業単位での加入状況を確認するほか、保険加入者数と使用人数、支払保険料を照合することにより、労働者単位での加入状況確認を行う(検討課題)。

## スキーム



## 保険未加入の場合の対応

○建設業の許可及び更新申請を不許可とする取扱はせず、許可を行うと同時に指導文書を送付する。

○後日、保険加入の報告を求める。

○指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

- ・健康保険、年金→年金事務所
- ・雇用保険→地方労働局

<通報の内容>

- ・業者名、所在地
- ・未加入の保険種類(雇用、医療、年金) 等

## ○建設業法

## (昭和二十四年五月二十四日法律第百号)

## (許可申請書の添付書類)

第六条 前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事経歴書
  - 二 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面
  - 三 使用人数を記載した書面
  - 四 許可を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人)及び法定代理人が第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
  - 五 次条第一号及び第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面
  - 六 前各号に掲げる書面以外の書類で国土交通省令で定めるもの
- 2 許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。

## (許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
  - ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
- 二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校基本法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

三 法人である場合においては当該法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

四 請負契約(第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。)を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

## (建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

3 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

## ○建設業法施行規則

(昭和二十四年七月二十八日建設省令第十四号)

(法第六条第一項第六号の書類)

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 別記様式第十一号による建設業法施行令(以下「令」という。)第三条に規定する使用人の一覧表
- 二 別記様式第十一号の二による法第七条第二号ハに該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表
- 三 別記様式第十二号による許可申請書(法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。以下この条において同じ。)の略歴書
- 四 別記様式第十三号による令第三条に規定する使用人(当該使用人に許可申請者が含まれる場合には、当該許可申請者を除く。)の略歴書
- 五 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)
- 六 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- 七 法人である場合においては、定款
- 八 法人である場合においては、別記様式第十四号による総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書面

- 九 株式会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第三条第二項に規定する特例有限会社を除く。以下同じ。)以外の法人又は小会社(資本金の額が一億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上でない株式会社をいう。以下同じ。)である場合においては別記様式第十五号から第十七号の二までによる直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、株式会社(小会社を除く。)である場合においてはこれらの書類及び別記様式第十七号の三による附属明細表
  - 十 個人である場合においては、別記様式第十八号及び第十九号による直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
  - 十一 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書
  - 十二 別記様式第二十号による営業の沿革を記載した書面
  - 十三 法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体に所属する場合においては、別記様式第二十号の二による当該建設業者団体の名称及び当該建設業者団体に所属した年月日を記載した書面
  - 十四 国土交通大臣の許可を申請する者については、法人にあつては法人税、個人にあつては所得税のそれぞれ直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面
  - 十五 都道府県知事の許可を申請する者については、事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面
  - 十六 別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面
- 2 一般建設業の許可を申請する者(一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。)が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。
  - 3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

## 1. 概要

- 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該工事の下請負人が下請負に係る建設工事の施工に関し、建設業法の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努める（建設業法第24条の6第1項）。
  - 特定建設業者は、下請負人である建設業を営む者が上記事項に違反していると認めるときは、違反事実を指摘して是正を求めるよう努める（第2項）。
  - 下請負人が違反事実を是正しないときは、特定建設業者は国土交通大臣又は都道府県知事に通報しなければならない（第3項）。
- ※特定建設業者：発注者から直接請け負った1件の工事代金について、3,000万円（建築工事業の場合は4,500万円）以上となる下請契約を締結する建設業者。

## 2. 趣旨と留意点

### （1）下請指導の趣旨

従来、下請負人が建設工事の施工に関し必要とされる法令の規定を遵守しないために、事故災害や賃金不払い等の問題が生じることが少なくなかったことから、特定建設業者に対して、下請負人を指導すべき義務を課することとしたもの。

特定建設業者が当該建設工事の施工に関して統一的かつ総合的な指導監督を行うものであり、その下に各下請負人が共同して工事を施工するという実態から設けられた規定。

### （2）下請指導の留意点

- ・指導の対象となる下請負人は、特定建設業者と直接の契約関係にある者に限らず、当該建設工事に従事するすべての下請負人。
- ・本条に基づく指導を的確に行っていない場合は建設業法第28条による監督処分の対象となる。
- ・一般建設業者においても、当該工事の下請負人に対し本条の趣旨に準じ指導を行うことが望ましい。

## 3. 指導すべき法令の規定

### ○建設業法の規定

- ・建設業の許可（第3条）
  - ・書面による請負契約の締結（第19条）
  - ・一括下請負の禁止（第22条）
  - ・下請代金の支払い（第24条の3、第24条の5）
  - ・検査及び確認（第24条の4）
  - ・主任技術者の設置（第26条、第26条の2）
- など、建設業法のすべての規定

### ○建設工事の施工に関する法令の規定

- ・特定行政庁又は建築監視員による違反建築物に関する工事の請負人等に対する工事の施工の停止命令等（建築基準法第9条第1項、第10項）
- ・工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物の倒壊等による工事現場における危害の防止（同法第90条）
- ・宅地造成に伴う災害防止のための措置等（宅地造成等規制法第9条）
- ・宅地造成工事の請負人等に対する防災措置の実施命令等（同法第14条第2項、第3項、第4項）

### ○建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定

- ・暴行等による強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・中間搾取の排除（同法第6条）
- ・賃金の支払い方法及び支払い額等に関する規制（同法第24条）
- ・労働者として使用し得る者の最低年齢の制限（同法第56条）
- ・満18歳未満の者の労働の禁止（同法第63条）、女子の坑内労働の禁止（同法第64条の2）
- ・労働者の安全及び衛生のための行政庁による工事の着手の差し止めその他の必要な措置命令（同法第96条の2第2項、第96条の3第1項）
- ・無許可の労働者供給事業の禁止（職業安定法第44条）
- ・暴行・虚偽の手段等により職業紹介、労働者の募集又は労働者の供給を行った者に対する罰則（同法第63条第1号、第65条第8号）
- ・労働者の危険又は健康被害を防止するための措置を講じなかった事業者等に対する労働基準局長等による作業の停止等の命令（労働安全衛生法第98条第1項）
- ・建設業務についての労働者派遣事業の禁止（労働者派遣法第4条）

## 概要

1 特定建設業者の下請指導項目に社会保険に関する規定を追加する（建設業法施行令第7条の3を改正）。

＜追加する規定＞

- ・健康保険法第48条※（被保険者の資格の取得・喪失等に関する届出義務）、161条第2項（保険料納付義務）、第169条第2項・第7項（日雇特例被保険者の保険料納付義務）
- ・厚生年金保険法第27条（被保険者等の届出義務）、第82条第2項（保険料納付義務）
- ・雇用保険法第7条（被保険者に関する届出義務）、第68条第1項（保険料の徴収）

※第168条第2項において準用する場合を含む。

2 施工体制台帳の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加する（建設業法施行規則第14条の2を改正）。

3 再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加する（建設業法施行規則第14条の4を改正）

4 作業員名簿に被保険者番号記入欄を追加する（事業者団体等に様式の改正を依頼）。

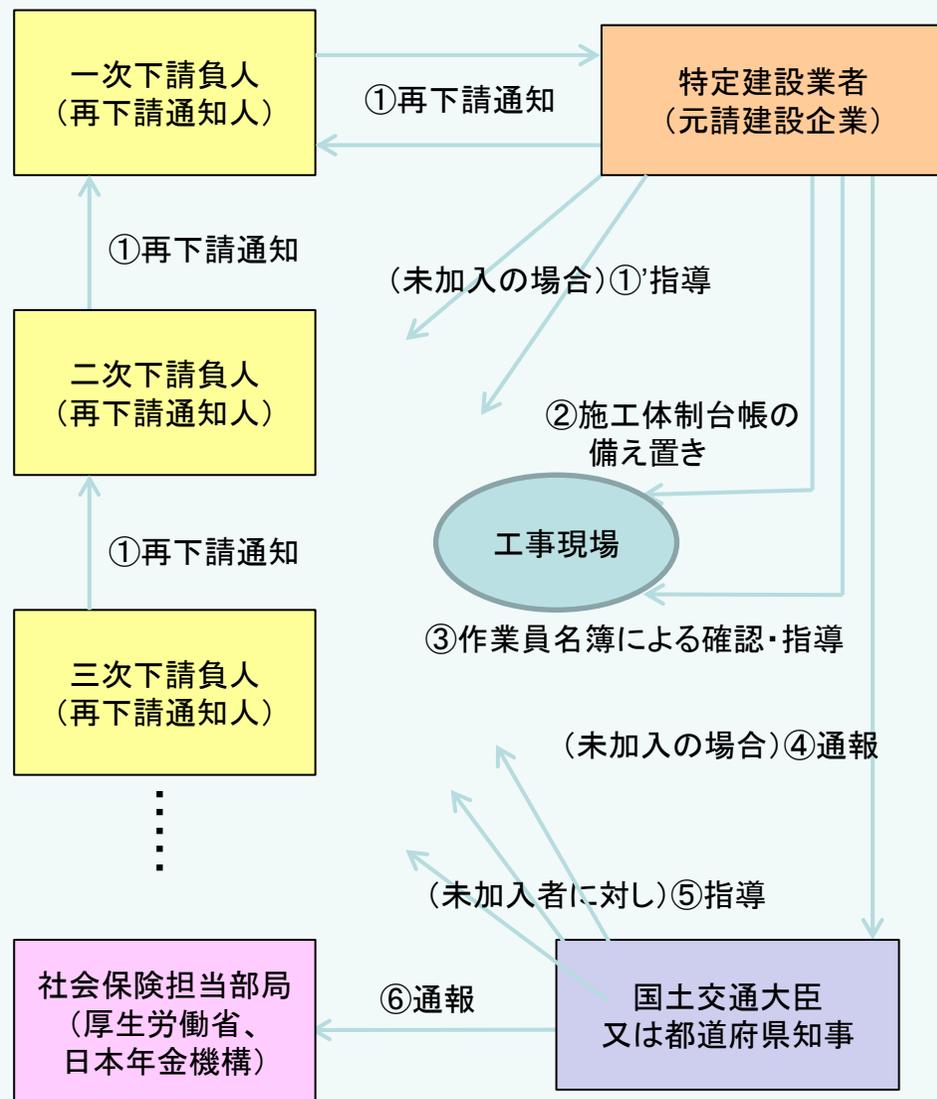
5 特定建設業者は上記書面により下請負人の保険加入状況等を確認する。

6 未加入業者に対しては、保険加入を指導する。

7 下請負人が違反事実を是正しないときは、特定建設業者は国土交通大臣又は都道府県知事に通報する。

8 通報を受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、事実関係を確認した上で、指導及び社会保険担当部局に対する通報を行う。

## スキーム



# 元請業者による下請指導②（改正に向けた方向性）

## 施工体制台帳

平成23年8月11日

イメージ

[会社名] 国土交通建設株式会社

[事業所名] 〇〇ビル作業所

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、建、電、管、 工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成元年〇月〇日
	電気通信 工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成元年〇月〇日

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇
	健康保険	〇〇〇〇
	年金保険	〇〇〇〇〇〇〇

工事名称及び 工事内容	〇〇〇ビル新築工事／建築一式 (地上5階、地下1階 延床面積 5,400㎡)		
発注者及び 住所	〇〇興業株式会社 〒111-1123 〇〇県〇〇市字〇〇1-1-1		
工期	自 平成23年8月1日 至 平成24年3月31日	契約日	平成23年7月31日

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本社	〇〇県〇〇市字〇〇1-2-3
	下請契約	〇〇支店	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇100

発注者の 監督員名	〇〇 次郎	権限及び 意見申し出方法	契約書記載のとおり
--------------	-------	-----------------	-----------

監督員名	〇〇 一郎	権限及び 意見申し出方法	契約書記載のとおり
------	-------	-----------------	-----------

現場 代理人名	〇〇 伊知郎	権限及び 意見申し出方法	契約書記載のとおり
------------	--------	-----------------	-----------

## 《下請負人に関する事項》

会社名	〇〇土木株式会社	代表者名	〇〇 真一
住所	〒111-1123 〇〇県〇〇市字〇〇2-3-6		
工事名称及び 工事内容	〇〇〇ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 平成23年8月10日 至 平成23年12月20日	契約日	平成23年8月10日

建設業の 許可	施工に必要な業種		許可番号	許可(更新)年月日
	とび 土工 鉄筋、大工	工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成2年〇月〇日
		工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成2年〇月〇日

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇
	健康保険	〇〇〇〇
	年金保険	〇〇〇〇〇〇〇

現場代理人名	〇〇 太郎
権限及び意見 申し出方法	契約書記載の とおり
主任技術者	〇〇 一郎
権限及び意見 申し出方法	契約書記載の とおり

安全衛生責任者名	〇〇 太郎
安全衛生推進者名	〇〇 三郎
雇用管理責任者名	〇〇 二郎
専門技術者名	
資格要件	
担当工事内容	

# 元請業者による下請指導②（改正に向けた方向性）

## 再下請通知書

平成23年8月11日

イメージ

直近上位  
注文者名 \_\_\_\_\_

【報告再下請負業者】  
〒110-8940  
住所 ○○県○○市字○○1  
会社名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

＜下請負関係＞ 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

元請名称	国土交通建設(株)		
《自社に関する事項》			
工事名称及び 工事内容	○○○ビル新築工事／建築一式 (地上5階、地下1階 延床面積 5,400㎡)		
工期	自 平成23年8月1日 至 平成24年3月31日	注文者との 契約日	平成23年7月31日

会社名	○○土木株式会社	代表者名	○○ 真一
住所	〒111-1123 ○○県○○市字○○2-3-6		
工事名称及び 工事内容	○○○ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 平成23年8月10日 至 平成23年12月20日	契約日	平成23年8月10日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○号	平成元年○月○日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○号	平成 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な業種		許可番号	許可(更新)年月日
	とび 土工 鉄筋、大工	工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○○号	平成2年○月○日
		工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○○号	平成2年○月○日

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	○○○○-○○○○○○-○
	健康保険	○○○○
	年金保険	○○○○○○○

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	○○○○-○○○○○○-○
	健康保険	○○○○
	年金保険	○○○○○○○

監督員名	
権限及び意見 申し出方法	
現場代理人名	○○ 伊知郎
権限及び意見 申し出方法	基本契約約款 記載のとおり
主任技術者	○○ 一郎
資格内容	二級建築施工管理 技士(躯体)

安全衛生責任者名	○○ 太郎
安全衛生推進者名	○○ 三郎
雇用管理責任者名	○○ 二郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

現場代理人名	○○ 太郎
権限及び意見 申し出方法	基本契約約款 記載のとおり
主任技術者	専任 非専任 ○○一郎
資格内容	実務経験(指定学 科5年・とび土工)

安全衛生責任者名	○○ 太郎
安全衛生推進者名	○○ 三郎
雇用管理責任者名	○○ 二郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

# 元請業者による下請指導②（改正に向けた方向性）

## 作業員名簿

イメージ

元請 確認欄	
-----------	--

事業所の名称 \_\_\_\_\_

(平成23年11月1日)

現場代理人名 \_\_\_\_\_

一 次  
会社名 \_\_\_\_\_ 印

( 次)  
会社名 \_\_\_\_\_ 印

※当作業所における作業員の就労状況の管理及び緊急時の連絡先を把握するため、本表にご記入願います。

番号	ふりがな	職種	※	雇入年月日	生年月日	現住所	最近の健康診断日	雇用保険番号	特殊健康診断日	教育・資格・免許			作業員基本教育実施年月日
	氏名			経験年数	年齢	家族連絡先	血圧	健康保険番号	種類	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	入場年月日 (入場者教育実施日)
1	こっこう たろう	班長コード		昭和60年4月1日	昭和25年8月1日	○県○市○○	H23.7.6		年月日	職長教育 低圧電	高所作業車 玉掛け	1級左官 技能士	平成23年1月1日
	国交 太郎	左官		26年	61歳	○県○市○○	134~86 AB						年月日
2	こうろう じろう	班長コード		昭和62年4月1日	昭和28年9月9日	○県○市○○	H23.7.6		年月日	職長教育 低圧電	クレーン 足場 玉掛け	1級左官 技能士	平成23年1月1日
	厚労 次郎	左官		24年	58歳	○県○市○○	0						年月日

(注) ※印欄には次の記号を入れる。

- 現 ……現場代理人   
  主 ……作業主任者（正副2名選任すること）   
  女 ……女子作業員  
 技 ……主任技術者   
  職 ……職 長   
  安 ……安全衛生責任者   
  未 ……18歳未満の男子作業員

## ○建設業法

（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

（下請負人に対する特定建設業者の指導等）

**第二十四条の六** 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

2 前項の特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めるときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。

3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事実を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければならない。

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

**第二十四条の七** 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

## ○建設業法施行令

（昭和三十一年八月二十九日政令第二百七十三号）

（**法第二十四条の六第一項の法令の規定**）

**第七条の三** 法第二十四条の六第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法第九条第一項及び第十項（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）並びに第九十条
- 二 宅地造成等規制法第九条（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第十四条第二項から第四項まで
- 三 労働基準法第五条（労働者派遣法第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第六条、第二十四条、第五十六条、第六十三条及び第六十四条の二（労働者派遣法第四十四条第二項（建設労働法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）、第九十六条の二第二項並びに第九十六条の三第一項
- 四 職業安定法第四十四条、第六十三条第一号及び第六十五条第八号
- 五 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十八条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五項（建設労働法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）
- 六 労働者派遣法第四条第一項

## ○建設業法施行規則

（昭和二十四年七月二十八日建設省令第十四号）

（**施工体制台帳の記載事項等**）

**第十四条の二** 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）が許可を受けて営む建設業の種類
- 二 作成特定建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
  - イ 建設工事の名称、内容及び工期
  - ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
  - ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
  - ニ 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項
  - ホ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別
  - ヘ 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）
- 三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項
  - イ 商号又は名称及び住所
  - ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
- 四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
  - イ 建設工事の名称、内容及び工期
  - ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
  - ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
  - ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

ヘ 当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ト 当該建設工事が作成特定建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号口の請負契約及び同項第四号口の下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成特定建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二 前項第二号ホの監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第四項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該監理技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 前項第二号ヘに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

3～4（略）

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号

二 再下請負通知人が請け負つた建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからへまでに掲げる事項

2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。

4～9（略）

## ○健康保険法

（大正十一年四月二十二日法律第七十号）

（届出）

**第四十八条** 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

（保険料の負担及び納付義務）

**第六十一条** 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。

- 2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。
- 3 任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。
- 4 被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令で定めるところによる。

（日雇特例被保険者の保険料額）

**第六十八条** 日雇特例被保険者に関する保険料額は、一日につき、次に掲げる額の合算額とする。

一・二（略）

- 2 第四十条第三項の規定は前項第二号の政令の制定又は改正について、第四十八条の規定は日雇特例被保険者の賞与額に関する事項について、第二百五条第二項の規定は賞与の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

（日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務）

**第六十九条** 日雇特例被保険者は前条第一項第一号イの額の二分の一に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担し、日雇特例被保険者を使用する事業主は当該算定した額、同項第一号ロの額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担する。

- 2 事業主（日雇特例被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合においては、初めにその者を使用する事業主。第四項から第六項まで、次条第一項及び第二項並びに第七十一条において同じ。）は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。
- 3 前項の規定による保険料の納付は、日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。
- 4 日雇特例被保険者手帳を所持する日雇特例被保険者は、適用事業所に使用される日ごとに、その日雇特例被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。
- 5 事業主は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、日雇特例被保険者にその所持する日雇特例被保険者手帳の提出を求めなければならない。
- 6 事業主は、第二項の規定により保険料を納付したときは、日雇特例被保険者の負担すべき保険料額に相当する額をその者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、その旨を日雇特例被保険者に告げなければならない。
- 7 事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。
- 8 第六十四条第二項及び第三項並びに第六十六条の規定は前項の規定による保険料の納付について、第六十七条第二項及び第三項の規定は日雇特例被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合について準用する。

# 元請業者による下請指導③（関係条文）

## ○厚生年金保険法

（昭和二十九年五月十九日法律第百十五号）

### （届出）

**第二十七条** 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（第百三十八条第五項を除き、以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### （保険料の負担及び納付義務）

- 第八十二条** 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。
- 2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。
  - 3 被保険者が同時に二以上の事業所又は船舶に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令の定めるところによる。

## ○雇用保険法

（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）

### （被保険者に関する届出）

**第七条** 事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

### （保険料）

- 第六十八条** 雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。
- 2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額を二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援法事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。(建設業法第24条の6)

なお、**下請業者とは、一次下請業者だけでなく、当該建設工事に従事する全ての下請業者が対象**になります。

## 元請：特定建設業者の責務とは



### 現場での法令遵守指導の徹底

【建設業法第24条の6第1項】



### 下請業者の法令違反については是正指導

【建設業法第24条の6第2項】



### 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

【建設業法第24条の6第3項】

## 指導すべき法令の規定

法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされている。 (1) 建設業の許可(3条) (2) 請負契約の書面締結(19条) (3) 一括下請負の禁止(22条) (4) 下請代金の支払(24条の3・5) (5) 検査及び確認(24条の4) (6) 主任技術者の設置等(26条、26条の2)
建築基準法	(1) 違反建築の施工停止命令等(9条1項・10項) (2) 危害防止の技術基準等(90条)
宅地造成等規制法	(1) 設計者の資格等(9条) (2) 宅地造成工事の防災措置等(14条2項・3項・4項)
労働基準法	(1) 強制労働等の禁止(5条) (2) 中間搾取の排除(6条) (3) 賃金の支払方法(24条) (4) 労働者の最低年齢(56条) (5) 年少者、女性の坑内労働の禁止(63条、64条の2) (6) 安全衛生措置命令(96条の2第2項、96条の3第1項)
職業安定法	(1) 労働者供給事業の禁止(44条) (2) 暴行等による職業紹介の禁止(63条1号、65条8号)
労働安全衛生法	(1) 危険・健康障害の防止(98条1項)
労働者派遣法	(1) 建設労働者の派遣の禁止(4条1項)

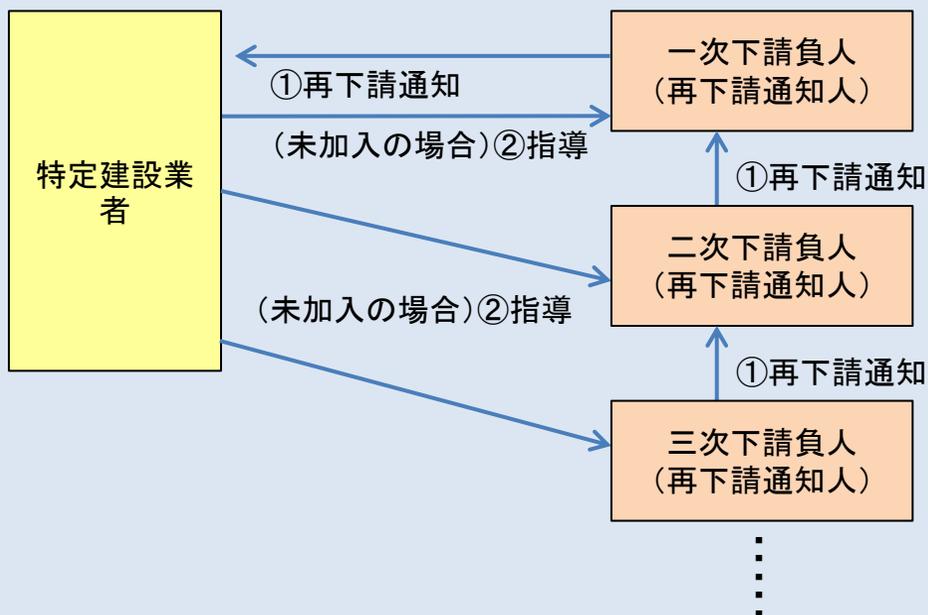
## 概要

- 下請業者においては、現場就労者について、雇用関係にある社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、雇用関係にある社員についての保険加入を徹底する。
- 請負関係にある者については、再下請通知書を活用して保険加入状況をチェックする。

## 下請業者、再下請業者の保険加入の徹底

- 直用、準直用など、曖昧な就労形態の使用は行わず、雇用者と請負者に明確に区分
  - ・雇用者→賃金支払、保険加入、労働者名簿、賃金台帳に記載
  - ・請負業者→請負代金支払
- 再下請業者に対しては、再下請通知書への記載により、保険加入状況を確認。
  - ・再下請通知書に保険加入番号の記載欄を追加

## スキーム



## ○建設業法

（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

（**施工体制台帳及び施工体系図の作成等**）

**第二十四条の七** 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

（**再下請負通知を行うべき事項等**）

**第十四条の四** 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号

二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからへまでに掲げる事項

2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。

4～9（略）

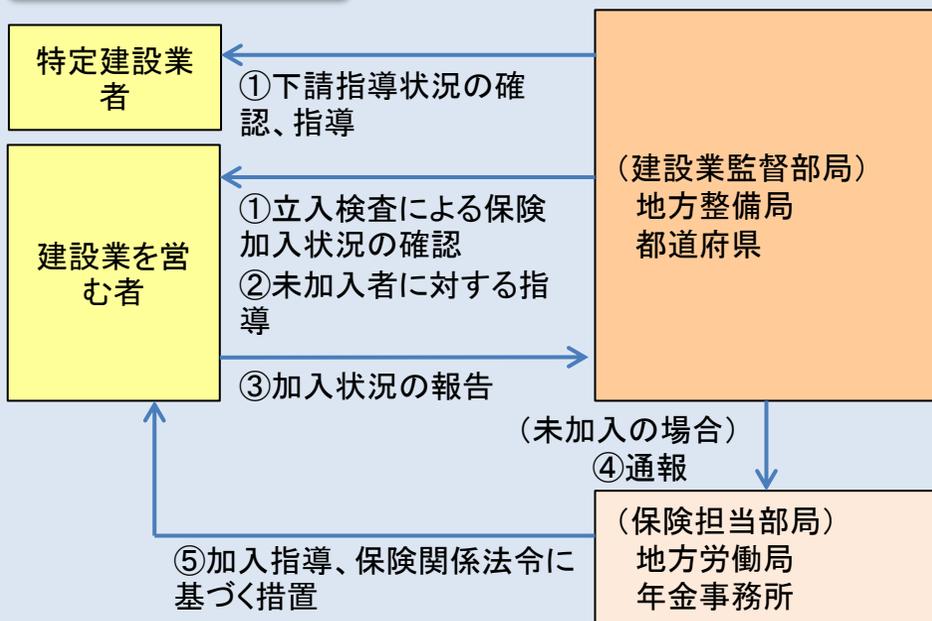
## 概要

- 建設業法第31条に基づく立入検査の際、保険加入状況及び下請指導状況を確認する。
- ① 事業所への立入調査  
労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認する。
- ② 工事現場への立入調査  
特定建設業者による下請業者への指導状況を確認する。

## 事業所への立入検査

- 建設業担当部局による立入検査により、保険加入状況を必要な書類を提出させることで確認する。
- 保険料の申告書、領収済通知書等により、企業単位での加入状況を確認するほか、労働者名簿で雇用者を把握し、労働者単位の加入状況を以下の書類により確認する。
  - ・賃金台帳(保険料の控除の状況)
  - ・雇用保険資格取得等確認通知書(雇用保険)
  - ・被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(健康保険・厚生年金保険)
- 未加入事業者に対しては、文書により保険加入を指導し、後日、加入状況の報告を求める。
- 指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

## スキーム



## 工事現場への立入検査

- 今後策定する下請指導のガイドラインに基づき、特定建設業者の指導が適切に行われているかを立入検査により確認・指導する。  
(これにより、特定建設業者の下請指導(政令改正)の実効性を確保する。)
- ・下請業者の保険加入の確認指導状況を聴取
- ・特定建設業者として把握を行っているか(作業員名簿等による確認状況)
- ・未加入事業者に対する指導は行っているか 等
- ・下請指導が適正に行われていない場合(全く確認していない、未加入事業者が多い等)は、特定建設業者に対する指導を行う

## ○建設業法

（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

### （報告及び検査）

**第三十一条** 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 当該職員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

### （建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告）

**第四十一条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

3 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

## 検討の前提となる論点

○保険未加入業者の排除に向けた施策全体の中で、経営事項審査制度が担うべき役割はどの程度か。

## 制度改正に向けた論点

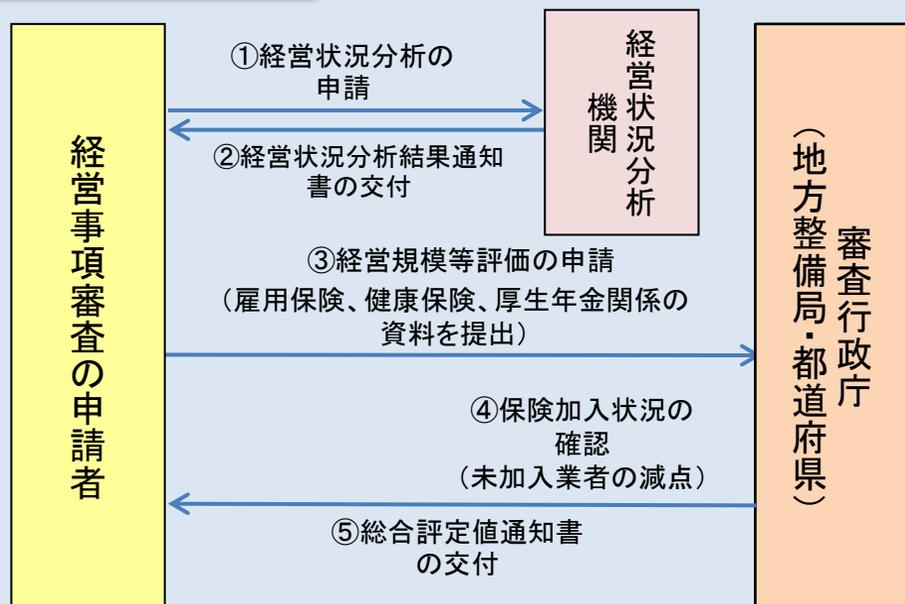
○保険関係の審査項目は(①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目)について、別の制度である健康保険と厚生年金保険を分けて計3項目とすべきか。

○保険未加入の確認書類の提出を企業単位で求めるか労働者単位で求めるか。

○上記の経営事項審査が担うべき役割を勘案した上で、保険未加入の場合の減点幅(各項目▲30点)を拡大すべきか。その場合、どの程度拡大すべきか。また、各保険制度の事業者負担に応じた配点とすべきか。

※経営事項審査の基準改正については中央建設業審議会における審議事項

## スキーム



## 未加入の場合の減点幅

現行

評価項目	雇用保険	健康保険及び厚生年金保険	合計
減点幅	▲30点	▲30点	▲60点
総合評定値(P点)への影響	▲43点	▲43点	▲86点

改正の方向性

・保険未加入業者排除対策における経営事項審査活用の意義や役割を踏まえつつ、改正により受審業者に見込まれる受注環境の変化にも留意しながら検討を進める。

## 概要

- 保険加入を促進するとともに、事業主負担分の労働者への賃金へのしわ寄せを防ぐため、法定福利費を確保し、下請業者に流れるようにするための取組を行う。
  - ・民間発注者への要請・周知
  - ・元請業者への指導
  - ・公共発注者におけるダンピング対策
  - ・重層下請構造の是正

## 発注者への周知徹底、元請業者への指導

- 民間発注者(デベロッパー、ハウスメーカーなど)・団体に対し、法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底する(発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン(平成23年8月))。
- 元請業者・団体に対し、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底していくなど、法定福利費が下請業者まで適正に流れていくよう周知徹底する(建設業者団体当て通知「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について(いわゆる「益暮通達」等))。
- 公共発注者である地方公共団体に対し、国と同等以上の水準でダンピング対策を実施するよう要請する。

## 主な検討事項

### ○法定福利費を確保するため、請負業者の見積時に工事費の内訳を明示することが可能か。

- 民間工事の発注者・元請間や、元請・下請間、下請・再下請間では、トン単価・㎡単価による見積が一般的となっている中で、法定福利費のみを直ちに明示することは困難。
- 見積の方式を変更し、新たに法定福利費見込額を他の工事費等から別途切り分ける方式を業界全体に定着させることが可能か。
  - ・関係団体の取組（日建連・全建・建専連等の関係団体が一体となった取組）
  - ・請負業者に対する指導（見積を出す際には、法定福利費を工事費の内訳として明示することについて指導）

### ○契約上の法定福利費の別枠明示・精算の仕組みを構築し、実施することは、現段階において現実的に可能か。

#### [公共工事]

- 請負契約は、仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するものであり、工事目的物を完成させるために必要な使用人数・報酬額は、請負業者の責任で決められる。契約上、総価とは別に法定福利費を計上することにより、必要以上に請負業者を拘束することはできない。
- 予算決算及び会計令により、予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めることとされている。  
(予算決算及び会計令第80条: 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。)

#### [民間工事、元請・下請間、下請・元請間]

- 請負契約は、仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するものであり、工事目的物を完成させるために必要な使用人数・報酬額は、請負業者の責任で決められる。契約上、総価とは別に法定福利費を計上することにより、必要以上に請負業者を拘束するのではないか。  
(作業人数・報酬額の積み上げで対応する場合)
- 法定福利費は、消費税のように5%と一律に定められているものではなく、労働者の人数・報酬額により異なることから、請負業者では、下請業者の分を含めた経費をあらかじめ正確に見積もることが困難。
- 注文者（発注者、元請業者、下請業者）は、実績に応じた精算を行うため、請負業者から労務費の実績（使用人数、日数、支払報酬額）を報告させ、実際に現場に就労した人数・労働者の報酬額を確認することが必要となるが、就労履歴管理システムや国民IDがない中で、①全ての請負業者から支払った労務費の実績を正確に報告させること、②報告の内容が正しいかどうか確認することが困難。  
(工事費に法定福利費割合をかけて対応する場合)
- 労働者の人数・報酬額に応じた正確な法定福利費の見積・精算が行われない。

## 8. 関係法令

### 8-2 社会保険・労働保険(法定福利費)について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。

具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない、また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。

これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

## 概要

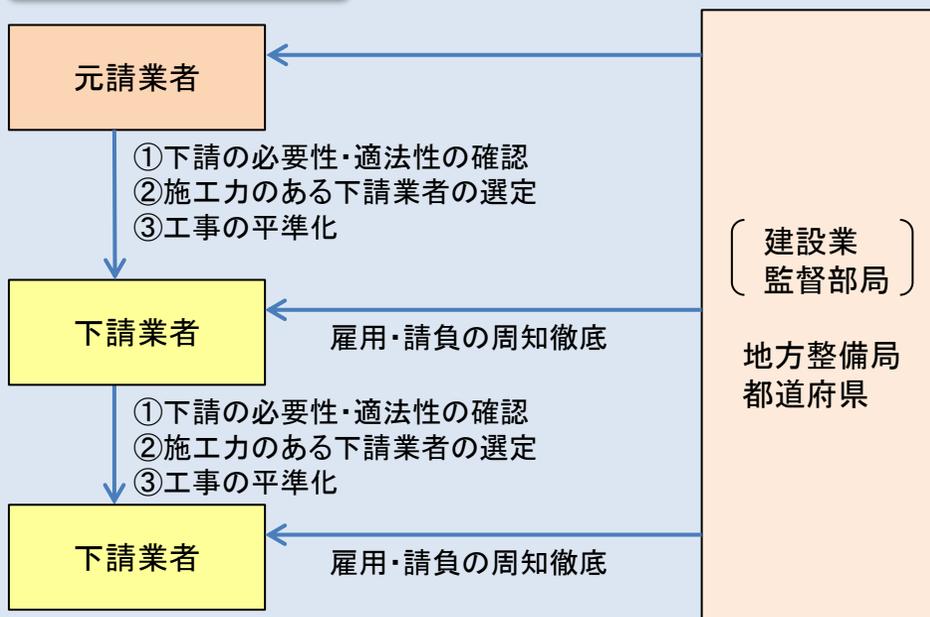
○ 行政による一律の次数制限という規制手法ではなく、建設業者における自主的な取組と請負・雇用に関するルール of 徹底等を行う。

- ① 建設業界における取組
- ② 重層下請構造に関する実態調査
- ③ 雇用・請負に関するルールの徹底

## 重層下請構造の是正に関する取組

- 契約当事者である建設業者及び建設業者団体において、重層構造是正のための自主的な取組を実施
  - ・重層下請構造の是正のための機運の醸成
  - ・生産システムの合理化
  - ・下請契約の必要性・適法性のチェック
  - ・施工力のある下請業者の選定
    - 下請業者が十分に工事を施工する体制を有しているかをあらかじめ確認し、施工力のある下請業者を選定することにより、再下請を抑制
  - ・工事の平準化、適正工期の確保
- 重層下請構造に関する実態調査
  - ・工事種別毎の下請次数
  - ・外注の内容(工事の専門性、受注量・企業規模と外注費率の関係等)

## スキーム



## 雇用・請負に関するルールの徹底

- 一括下請負の確認強化、主任技術者の配置徹底
  - ・元下調査(下請取引等実態調査)の調査結果や通報等に基づき、立入検査等により、確認・指導を実施
    - ※現在、整備が検討されている技術者データベースや施工体制台帳、工事日報等により、一括下請負の実態がないか、主任技術者を配置しているかを確認する。
  - ・元請業者(特定建設業者)からの下請指導状況について、行政からの指導を実施
- 労働者性や請負・派遣の判断基準等の周知徹底
  - 判断基準を解説した啓発用の資料の作成・配布
    - ※基準を現場で当てはめた際に、どのような事例が偽装請負等の問題に該当するか、分かりやすい素材を作成し、配布する。

## 「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」の 実施における基本方針について

平成二十一年五月二十二日

社団法人 日本建設業団体連合会

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を実施するため、日建連および日建連会員企業は左記の基本方針に取り組みこととする。

### 一、賃金

- ①日建連会員企業は、建設技能者全体の賃金を改善することと努めることとする。
- ②日建連会員企業は、基幹技能者の職長の中から、日建連会員企業が特に優秀と認められた者を優良技能者と認定し、優良技能者の標準目標年収が六〇〇万円以上となるよう努めることとする。
- ③日建連は、(社)建設産業専門団体連合会と協調し優良技能者の賃金改善に努めることとする。

### 二、建設業退職金共済制度

- 共済証紙購入費用について、
- ①日建連会員企業は、民間発注者に負担の理解を得られるよう努めることとする。
  - ②日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分について下請と協調しつつ、一定の負担に応じながら完全実施に努めることとする。
  - ③日建連は、建設業退職金共済制度の運用について(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金事業共済本部にその改善要望を行うこととする。

### 三、重層化

- 日建連会員企業は、重層下請構造の改善のため、
- ①重層下請次数を原則三次以内とする。
  - ②また、五年後をめぐりに二次以内を目指して取り組むこととする。

### 四、教育

- 教育への支援について、
- ①日建連会員企業は、工業高校等の教育機関への講師派遣および作業所へのインターンシップ受け入れの支援について、積極的に取り組むこととする。
  - ②日建連は、建設技能者の育成のため、(社)建設産業専門団体連合会と協力しながら技能資格を有する若年建設技能者に対し、補助金を拠出する制度を創設する。
  - ③日建連は、富士教育訓練センターと協力しながら工業高校教師および専門工業経営者等への教育実施のための費用の一部を補助する制度を創設する。

### 五、作業所労働時間・労働環境

- 日建連会員企業は、作業所労働時間・労働環境の改善のため、
- ①作業所日曜全閉所および土曜五〇%閉所を実施すべく努めることとする。
  - ②快適職場認定一〇〇%取得を実施する。さらに快適職場認定のみならず、よりいっそう労働環境の改善に努めることとする。

### 六、広報

日建連および日建連会員企業は、提言の実現のため、広報活動の強化を図る。例えば、建設業退職金共済制度について、制度の存在、意義等のPR、建設現場の仮囲いを利用した広報活動の実施等

以上

## 概要

社会保険の適用促進に当たっては、元請業者が工事現場において保険加入状況を効率的に確認できる仕組みが必要であることから、就労履歴管理システムの活用について検討を進める。

### [就労履歴管理システム]

- 建設作業員が携帯する就労履歴カード(建設共通パス)で建設現場における日々の入場・退場時刻を読み取り、就労履歴情報を収集、就労履歴データベースに一元的に蓄積・保管。
- 平成22年度から、「就労履歴管理制度推進協議会」が発足し、就労者共通情報管理システムについて検討。
- 平成23年12月には、一般社団法人就労履歴登録機構を設立。

### (参考)

- 本検討会における委員の意見
  - ・加入状況の確認について、手作業ではなく就労履歴管理システムを運用していくと費用の問題があるし、国が予算を確保した上で行うことで、取り組みが進んでいく。
  - ・ICカード等で保険未加入者は現場に入れない等の方向付けをしたほうがよい。
- 総合建設業者・専門工事業団体からのヒアリング結果
  - ・現場でのチェックは、担当者の負担増を招く。
  - ・建設共通パスのように、情報が登録されているカードを本人に渡し、現場でチェックすることが有効。
  - ・ICカード等を本人に持たせ、管理するのが適切。

## 主な検討事項

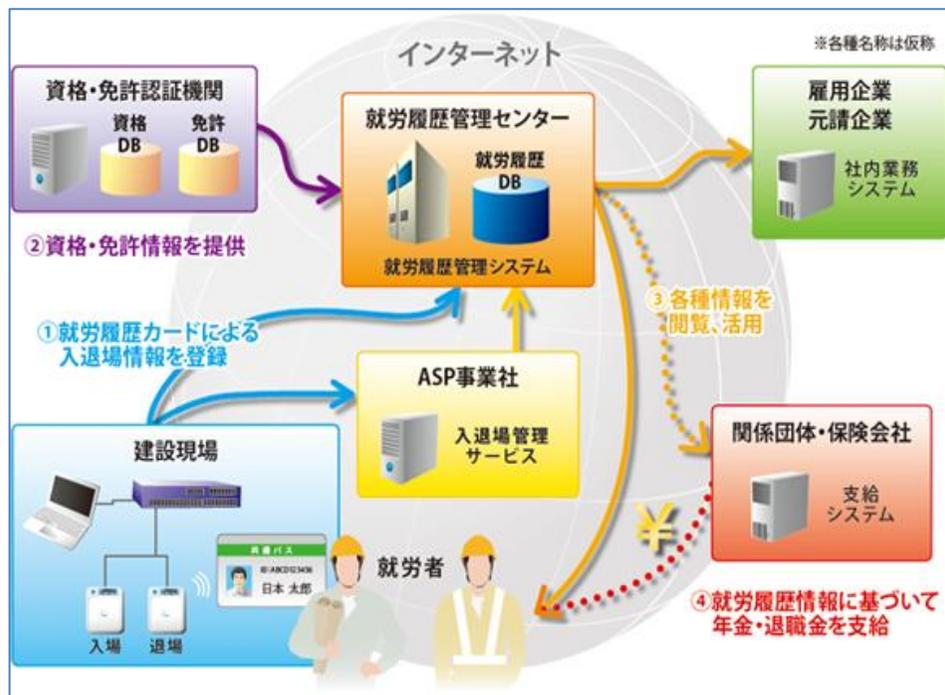
### ○社会保険適用促進のための検討

・社会保険の適用を促進していくため、就労履歴管理システムの活用のほか、どのような内容について調査・検討等を進めていくことが必要か。

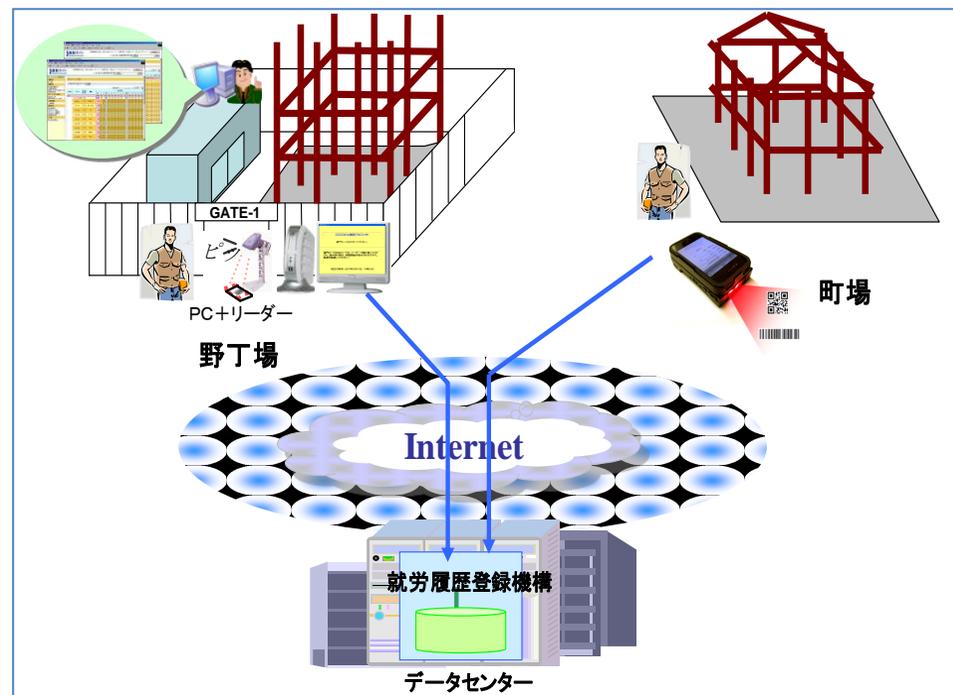
- ①発注者・受注者・下請業者間の見積・契約・支払における法定福利費の取扱いのあり方
  - ・法定福利費の見積方法
  - ・工事終了後の精算方法 等
- ②建設業者団体による保険加入確認の枠組み
  - ・実施体制(社会保険労務士の活用等)
  - ・保険加入確認方法(調査手順、確認書類・項目)
  - ・確認結果の公表方法 等
- ③重層下請構造・一人親方の就労状況の実態把握
  - ・外注の内容(工事の専門性、受注量・事業者規模と外注比率の関係、季節的要因)
  - ・一人親方の就労状況、発注・請負の契約実態、賃金台帳・施工体制台帳の取扱い
  - ・海外における対策事例 等

1. 建設作業員が携帯する就労履歴カード(建設共通パス)で建設現場における日々の入場・退場時刻を読み取り就労履歴情報を収集、就労履歴データベースに一元的に蓄積・保管。  
就労履歴カードには本人のID情報だけが記録されており、読み取った入退場時刻等の情報は、本人情報等が登録されている就労履歴データベースに、インターネット経由で送信。
2. 作業員が保有する資格・免許の確認を容易にするため、資格・免許認証機関とデータ連携。
3. 就労履歴データベースに蓄積されている情報は、作業員本人、雇用企業(専門工事業者)、元請業者が、権限に応じていつでも情報を閲覧・利用。
4. 就労履歴情報を関係団体等へ提供し、退職金等を確実に支給。

## <システム概要>



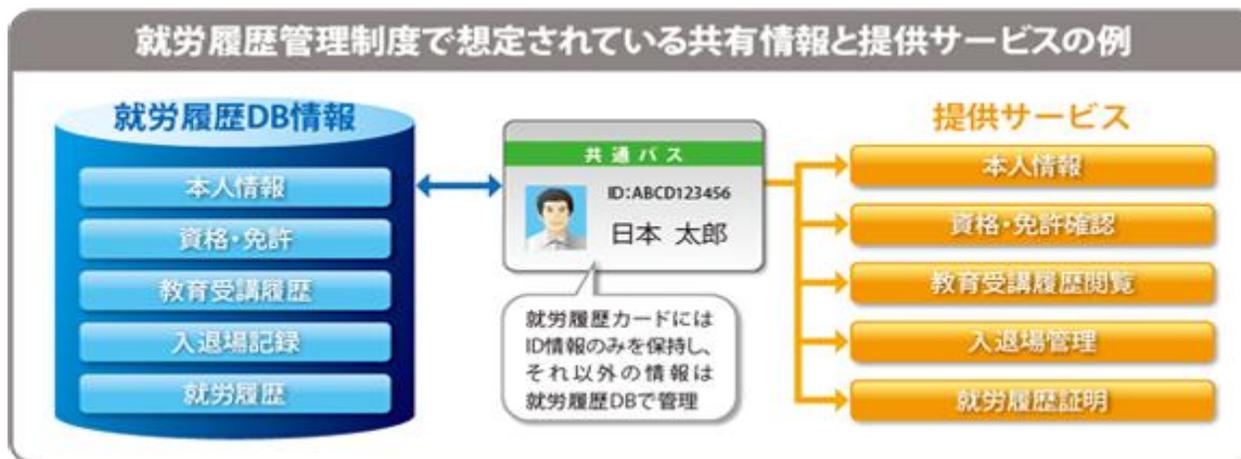
## <運用イメージ>



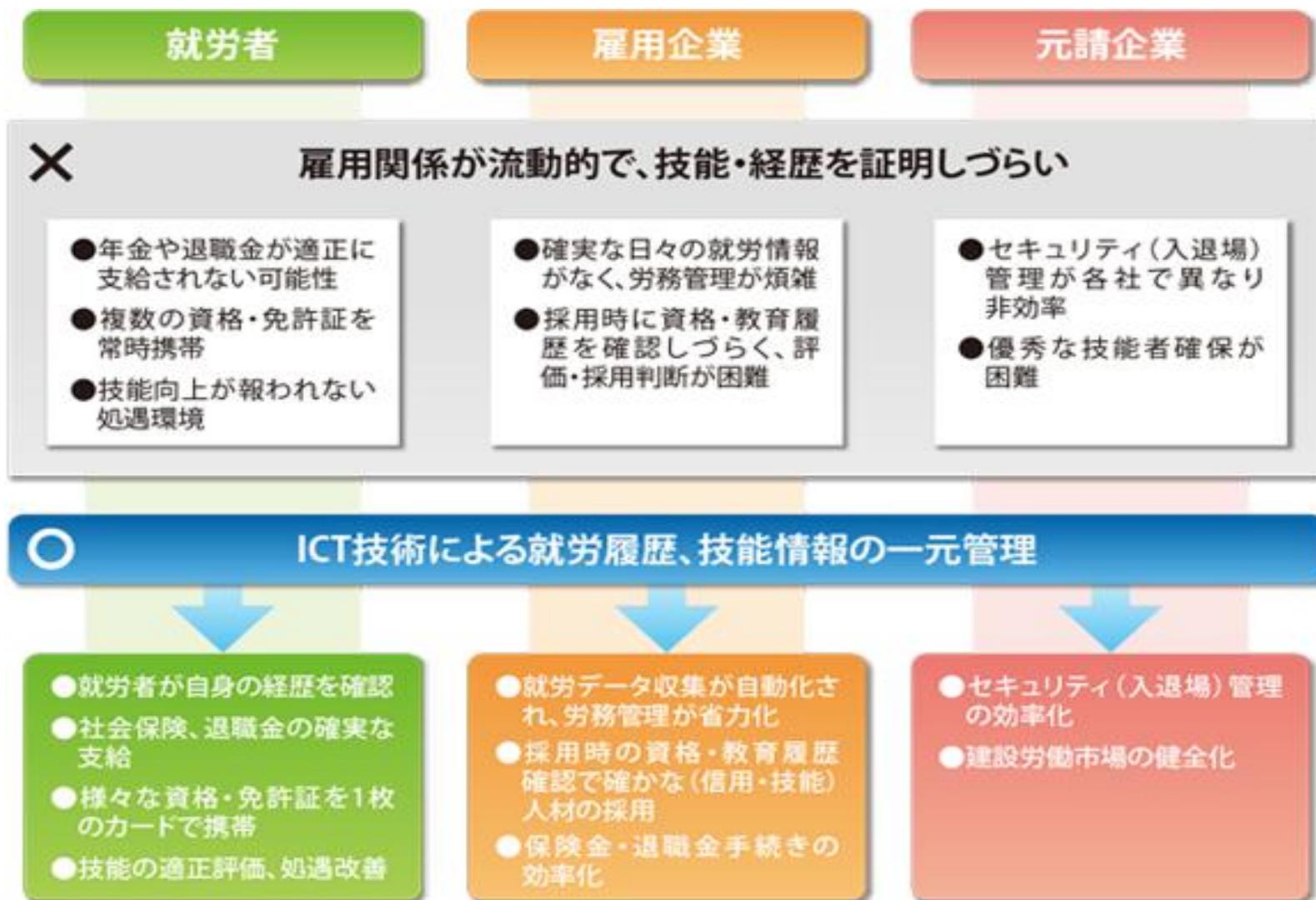
どこの建設現場でも利用できる共通パスポートであり、建設現場や専門工事会社を横断する共通プラットフォームとして利用できる。  
作業員の様々な情報を1枚のカードに集約化でき、1枚のカードで複数のサービスをポータルに作業員に提供できる。



1. 建設作業員情報の一元化・みえる化
2. 退職金制度等の運用を補助する履歴情報の完備
3. 安全性向上につながる作業時の情報所持
4. 利便性向上とセキュリティ確保を両立する情報共有システムの構築



ICT技術を活用して就労者と関係団体・事業者で就労履歴、技能情報などを共有し、各々の権限に応じてそれらの情報を登録／閲覧できる基盤を構築することで、就労者の処遇改善と技能向上を図り、建設業界における課題を解決し、業界全体の発展につながる仕組みを目指す。



平成20年度

平成21年度

平成22年度

平成23年度

集合住宅等のRFID活用建設共通パス研究開発事業  
(国土交通省)

建設技能労働者確保・育成モデル構築支援事業  
(国土交通省)

ユビキタス特区事業  
(総務省)

被災地における就労履歴管理システム構築事業等(総務省)

- 建設共通パスに求められる条件や仕様の明確化
- 共有されるデータの入力・維持管理に必要な情報センターでのシステム設計
- 種々のデバイスに対応するリーダーなどの試作

- 昨年度の成果を活用した部分的な実証実験
- システム普及のためのスキームの調査研究

- 複数現場における本格的な実証実験
- 実証実験の運営を通して得られた知見や課題を整理

- 情報通信システムの構築等に要する経費への助成
- ・入退場システムのソフトウェア構築
- ・既存ASPからのデータ移行
- ・RFIDリーダー付携帯電話の導入等



## ICカードで就労履歴管理／復旧・復興工事に先行導入／推進協議会

大手ゼネコンやハウスメーカーなどで構成する「就労履歴管理制度推進協議会」(会長・野城智也東大教授)は、建設作業員の入退場記録や安全講習の履歴、保有資格などをICカード「建設業就労者証」(旧建設共通パス)で管理する取り組みを、東日本大震災の復旧・復興工事で開始した。同制度は昨年度に七つの建設現場で試行。早期の本格運用に向けて現在準備を進めているが、復旧・復興工事では建設作業員のデータ管理が急がれるため、先行的に導入を始めた。

具体的には大和ハウス工業が宮城県石巻市で施工中の応急仮設住宅の現場でICカード120枚と、安全教育の受講済みを示すヘルメット用のシールを配布。導入コストは協議会が負担した。導入した現場では「応急仮設住宅の建設を経験した熟練作業員を早期に特定できるようになった」(大和ハウス工業技術本部の中村康大氏)といった評価もあるという。協議会に参加するゼネコン各社も「我々が関わる復興工事が出てくれば、活用していく」(鹿島の早川一郎建築管理本部専任役)方針だ。

がれき撤去や仮設住宅の現場には「建設業の経験のないボランティアや、震災前は他産業に従事していた人が入場することが想定される」(野城教授)ため、安全講習の徹底を図るのが狙い。通常の建設現場より危険が多く潜む被災地の現場では、アスベストや感染症などによる健康被害が後日発覚する可能性も無視できないため、就労履歴を効率的に管理しておくことで保険適用の基礎データに活用できると協議会は見ている。さらに復旧・復興工事での作業内容の記録を「本人のキャリアパスに役立ててもらいたい」(野城会長)としている。

協議会には、鹿島、大林組、竹中工務店、清水建設、大成建設、三井住友建設、大和ハウス工業、三菱商事などが参加。制度の本格運用に向けて8月を目標に一般社団法人に移行する準備を進めている。法人化後はICカードの発行手続きや就労履歴の保管、退職金団体などへの就労履歴データの提供を行う計画だ

日刊建設工業新聞 6月30日



## 基本的考え方

### 【関係者が一体となった、各主体の立場に応じた取組の推進】

○実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す、との目標を達成するため、工程を定め、行政・元請・下請が一体となって、総合的に取組を実施。

#### <各主体に求められる役割>

\* 関係業界団体;加入の定期的実態把握及び計画的な加入促進策を進めるため、「保険加入計画(仮称)」の策定について検討

\* 元請・下請;保険加入計画や行政による重点実施の方策も踏まえつつ、保険加入を進めるとともに、自らの工事現場における下請の保険加入を指導・徹底(元請)

\* 行政;建設業許可・更新時などにおいてすべての事業者等に保険加入を指導  
重点的に確認等を行う対象を絞り込み、立入検査等を通じて指導・徹底

○平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

### 【取組の重点的指導・徹底】

○平成24年度より、関係者が一体となってすべての事業者等の保険加入を図る。

○平成24/25年度、平成26/27年度、平成28年度の3段階により、段階的に指導・徹底を強化

○第1段階(平成24、25年度)においては

<事業所> 使用人数、完工高、経営事項審査受審企業などの観点から、重点的に取り組む対象を国・都道府県が決定し徹底  
(例) 使用人数概ね30人以上の事業所 など

<工事現場> 大規模工事現場(工事請負金額)・公共工事現場などから、重点的に取り組む対象を国・都道府県が決定し徹底  
(例) 大臣許可の業者については、公共工事、20億円以上の民間工事 など

○第2段階以降は、実態に応じて対象となる規模を引き上げる等により順次徹底を図ることとし、遅くとも平成29年度以降はすべての事業者等について必要な措置を講ずることを目指す。

### 【推進体制】

○上記の取組を推進するとともに、業界ごとの工程の情報共有、実施状況のフォローアップ等のため、全国・地方ブロック等を単位として協議会を設置

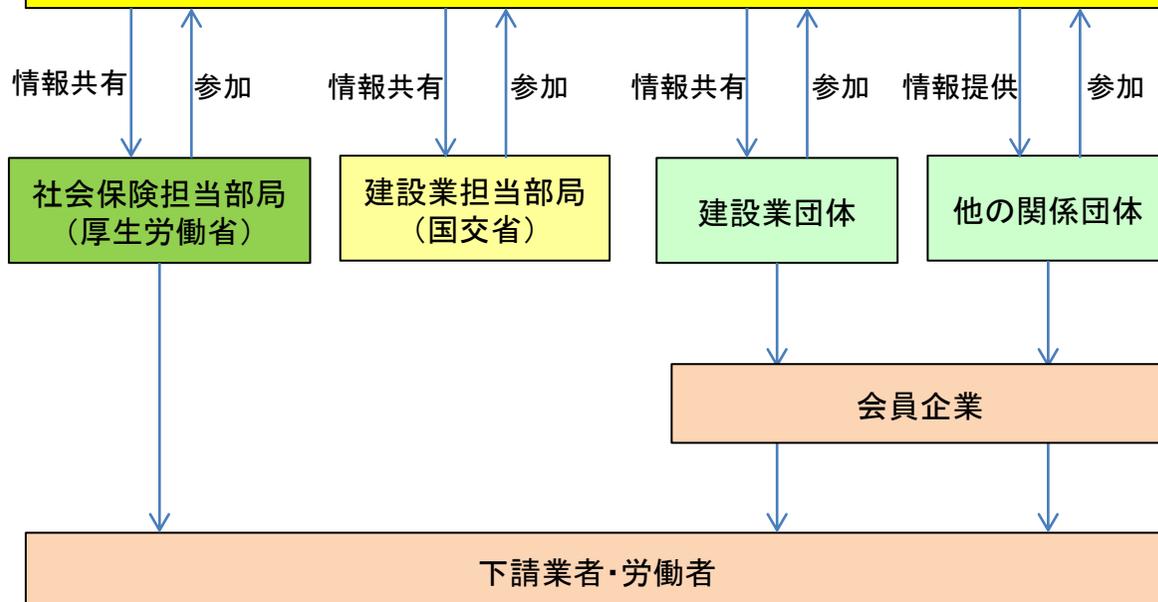
## 実施方針

- 社会保険未加入に対する取組の工程の実施状況を、継続的・定期的にフォローアップする組織を設立
- 業界ごとの工程の情報共有・実施状況のフォローアップ・周知啓発の取組方針等を議論

## 推進体制のイメージ案

### 保険未加入対策推進協議会・ワーキンググループ(案)

【全国、地方ブロック等に設置】



## 保険未加入対策推進協議会(案)の概要

### 【構成】

- ・建設業関係団体
- ・国土交通省・厚生労働省

### 【協議会が行う主な取り組み】

- ・保険未加入対策に関する意見交換と進捗把握
- ・各関係団体等を通じた加入実態の定期的把握
- ・各関係団体の策定する保険加入計画のとりまとめと実施状況の定期的フォローアップ
- ・建設事業者・労働者等に対する周知啓発プランのとりまとめと実施

### 【ワーキンググループの設置等】

- ・推進協議会に向けた実務作業や周知啓発関係資料の作成等を迅速に進めるため、主立った団体の実務担当者によるワーキンググループを設ける。
- ・地域における社会保険未加入対策を推進するため、地方ブロック等においても設置を進めることとする。

# 社会保険未加入に対する取組の工程(③工程案)

項目		第1段階 (H24, 25年度)	第2段階 (H26, 27年度)	第3段階 (H28年度)	目標年度以降 (H29年度以降)
元請業者による 下請指導	加入状況の確認	[企業単位]再下請通知書にすべての下請業者の保険加入状況(企業単位)を記載させ、確認する [労働者単位]作業員名簿等にすべての作業員の保険加入状況(労働者単位)を記載するほか、下記のとおり労働者を抽出し、確認する			
		重点的指導対象プロジェクトを中心に、徐々に対象範囲を拡大しつつ、下請業者から労働者を無作為抽出し、保険証等により確認する	すべての下請業者から労働者を無作為抽出し、保険証等により確認する		
	未加入事業者に対する指導	早期の保険加入を指導			未加入事業者とは契約しない。未加入の作業員の現場入場を認めない。(※)
	是正されない場合の措置	重点的指導対象プロジェクトを中心に、許可権者への通報も含め、保険加入を徹底する。その際、事業者の規模(使用人数、完成工事高)や地域の実情等を踏まえつつ、通報対象を拡大する			
事業所への 立入検査	検査対象事業所の選定	使用人数、完工高、経営事項審査受審企業などの観点から、重点的に取り組む対象を各許可権者が選定	対象規模を徐々に引き下げ		すべての事業所から抽出
	建設業担当部局による指導等	早期の保険加入を指導 改めて指導しても未加入の場合、重点的な取組の実施方針も踏まえ、保険者に通報			
工事現場への 立入検査	検査対象現場の選定	大規模工事現場(工事請負金額)・公共工事現場などから、重点的に取り組む対象を各許可権者が決定	対象規模を徐々に引き下げ		すべての事業所から抽出
	建設業担当部局による指導等	早期の保険加入を指導 改めて指導しても未加入の場合、重点的な取組の実施方針も踏まえ、保険者に通報			

○目標年度以降、未加入事業者と契約しない工事、未加入の作業員の現場入場を認めない工事(※部分)を、一定の工事規模以上に限定するか

## 実施方針

- 指導等の工程に対応しつつ、目標年度に向けて継続的に周知・啓発を行う。
- 行政、建設業団体等の関係機関が一体となって周知・啓発等に取り組む。
- 行政(建設業担当、社会保険担当)、関係団体、元請各社、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から多様な手段による広報を行う。
- 啓発資料の作成に当たっては、元請業者、下請業者、建設労働者といった対象者に応じて、当事者の意見を聞きつつ、ポイントを絞った広報を行う。

## 実施内容

### ○推進協議会・ワーキンググループによる関係機関が一体となった取り組み

パンフレット・ポスターの内容の検討、周知啓発手法の検討、各構成団体における計画的取り組み、実施状況のフォローアップ 等

### ○パンフレットの作成・配布

【啓発のポイント】

- ① 元請業者・下請業者・発注者(民間工事)向け
  - ・元請業者：加入しない場合に経営に及ぼす悪影響(経営事項審査での減点、立入検査、発注者(公共工事)からの指導 等)
  - ・下請業者：保険加入手続きの支援措置(社労士会との連携)、加入せずにいた場合の工事現場からの排除
  - ・発注者(民間工事)：法定福利費を確保しない場合の悪影響
- ② 建設労働者向け：保険加入によるメリット、保険未加入者の現場からの排除
- ③ 発注者(公共工事)向け：発注者として果たすべき関与・役割

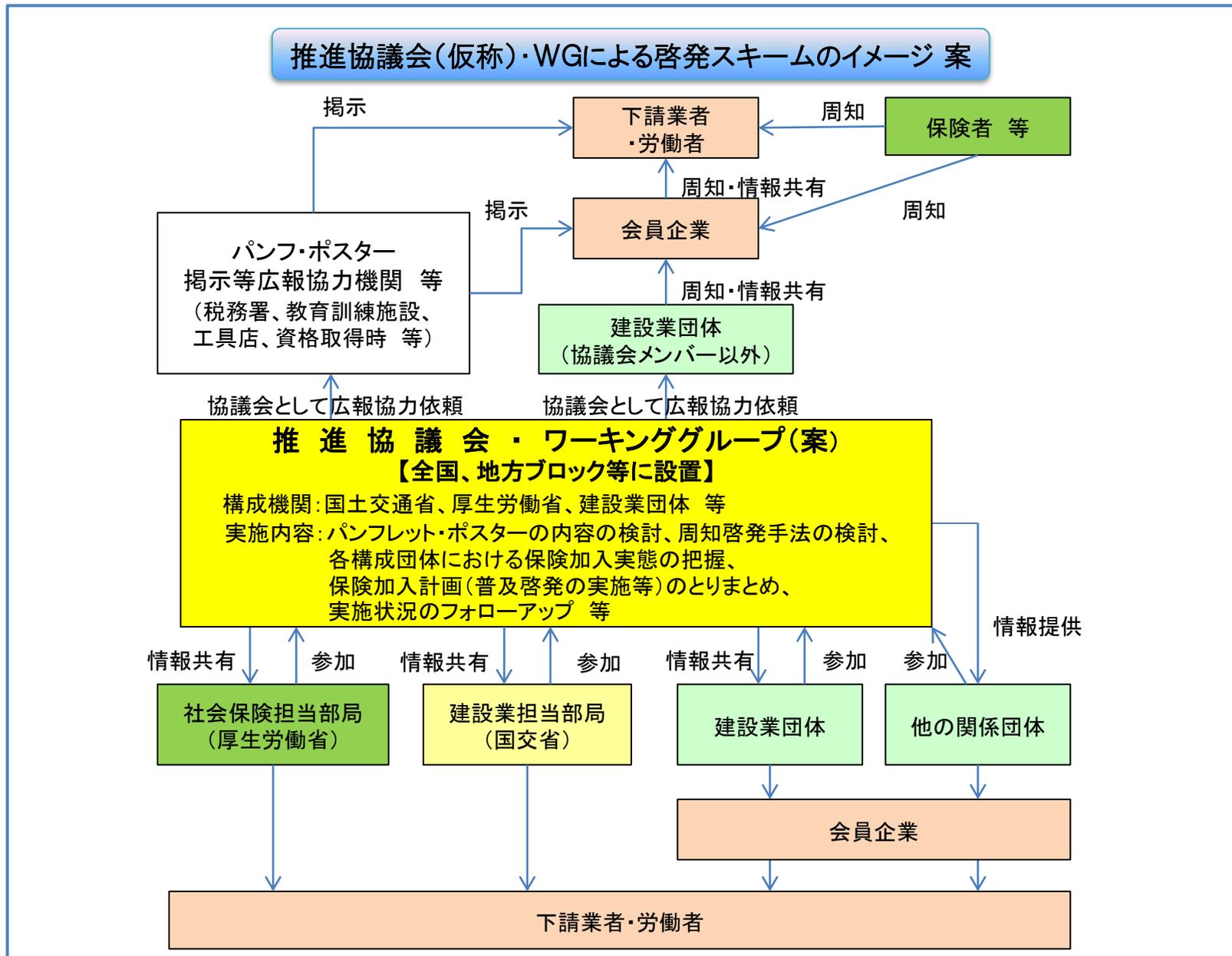
### ○ポスターの作成・配布

建設労働者向けに、未加入対策の実施と未加入の場合の不利益の周知

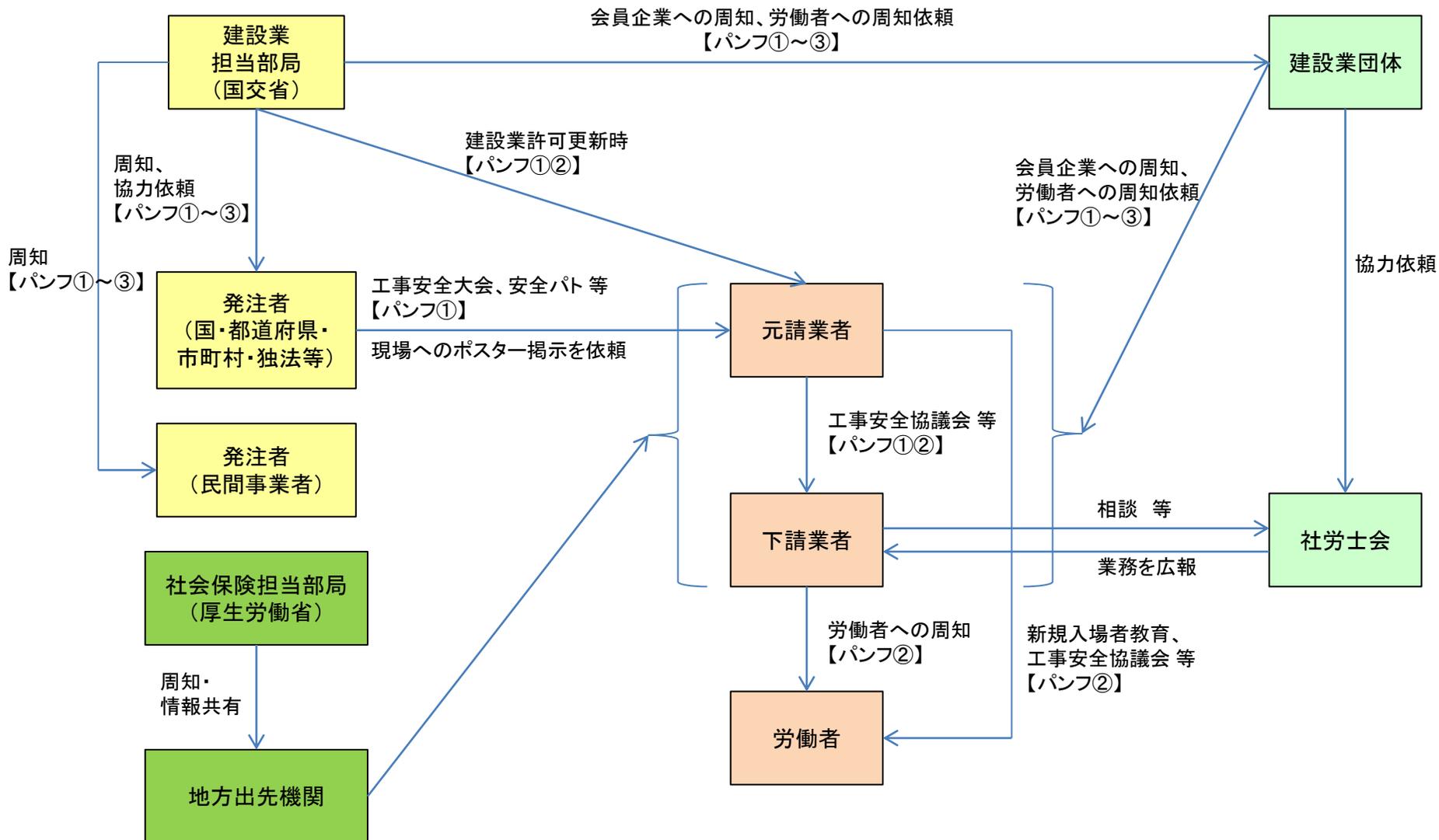
### ○ホームページの作成、関係機関からのリンク

### ○キャンペーンの実施

(例)建設業取引適正化推進月間(11月)等での集中キャンペーンを実施



## 工事現場における啓発スキームのイメージ案



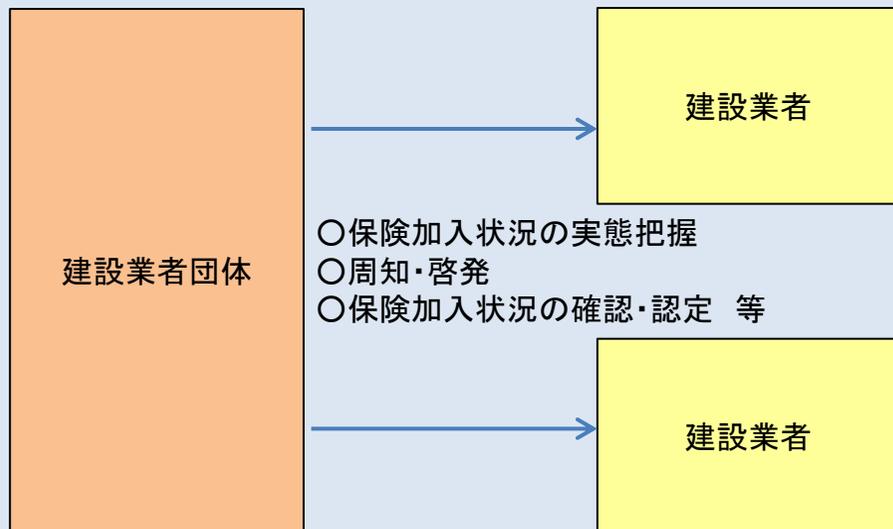
## 概要

○ 建設業者団体において、社会保険加入促進に向けた実態把握、周知などの方策を自主的に講じ、業界を挙げて社会保険未加入に取り組む気運を盛り上げる。

### 【考えられる取組例】

- ・業界内の保険加入状況の定期的な実態把握
- ・社会保険加入の必要性と対策の会員企業等に対する周知・徹底
- ・法定福利費の確保に向けた取組
- ・重層下請構造の是正に向けた取組
- ・団体による優良企業認定制度の創設などの取組
- ・社会保険加入手続に精通した社員がいない等事務的な対応が困難な会員企業の保険関係事務処理の支援（社会保険労務士と連携した対応体制の構築等）

## スキーム



## ヒアリングでの専門工事業団体の意見

### ○団体による保険加入企業の認定が考えられる。

- ・会員の中から優良事業者を選定し、公開しており、保険加入を条件としている。
- ・タクシー業界のAマークのような「優良マーク」があれば施主等にPRになる。
- ・保険加入企業に対し、ステッカーを標示することが考えられる。
- ・マル適マークなど、目に見える差別化が考えられる。
- ・国土交通省でモデルケースを出し、フォーマットを定めてもらえれば、それに準じた取組が可能。

## 関係条文

### ○建設業法

（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

#### （届出）

第二十七条の三十七 建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

#### （報告等）

第二十七条の三十八 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な事項に関して報告を求めることができる。